

第2次南丹市  
男女共同参画行動計画  
(中間見直し)

素案

2024(令和6)年3月

南丹市



市長挨拶掲載予定



# 目次

<b>第1章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置付け.....	1
3. 計画策定の経緯.....	2
4. 計画の期間.....	2
<b>第2章 計画策定の背景</b> .....	<b>3</b>
1. 国際的な動き.....	3
2. 国の動き.....	3
3. 京都府の動き.....	4
4. 南丹市の取組経過.....	4
<b>第3章 南丹市現状と現状</b> .....	<b>6</b>
1. 南丹市の現状.....	6
2. 市民意識調査からみる現状と課題.....	12
3. 関連団体ヒアリングからみる現状と課題.....	26
4. 前計画の成果と本計画策定に向けた課題のまとめ.....	28
<b>第4章 計画の方向性</b> .....	<b>30</b>
1. 本計画の基本理念.....	30
2. 基本目標.....	30
3. 施策の体系.....	31
<b>第5章 計画の内容</b> .....	<b>32</b>
基本目標1 男女共同参画の意識づくり.....	32
基本目標2 地域のあらゆる場における男女共同参画の推進.....	35
基本目標3 働く場における男女共同参画の推進.....	39
基本目標4 安心・安全な男女共同参画社会づくり.....	43
<b>第6章 計画の推進</b> .....	<b>49</b>
1. 計画の推進体制.....	49
2. 計画の進捗管理と評価.....	49
<b>資料編</b> .....	<b>50</b>



# 第1章 計画の基本的な考え方

---

## 1. 計画策定の趣旨

近年、様々な法や制度の整備が図られており、男女がともに家庭や職場、地域社会等の多様な分野において活躍できる環境が整いつつあります。しかしながら、現状としては、固定的性別役割分担意識の解消まで至っていない中、女性の職業生活や地域社会への参画、男性の家事における役割等の実態において、未だ様々な課題が存在しています。

また、新型コロナウイルス感染症に関する内閣府の調査によると、非正規雇用が多い女性の雇用環境が悪化するとともに、在宅勤務の増加等の影響によるDV被害の深刻化や女性の家庭生活における負担が増大するなど、ぜい弱な生活基盤や固定的性別役割分担意識による女性の負担等、男女共同参画に関わる課題が顕在化したとされています。

さらに、社会情勢の変化や、ライフスタイルの変化によるニーズの多様化・複雑化、様々な困難を抱える人への支援等の新たな課題への対応も必要となっています。

性別の隔てなく個性と能力を十分に発揮し、互いに人権を尊重する男女共同参画社会の実現は、国を挙げての大きな課題となっています。性別にかかわらず、誰もが暮らしやすい社会の実現には、現状ではまだまだ解決すべき課題が多くあります。

南丹市（以下、本市）では、2019（令和元）年に「第2次南丹市男女共同参画行動計画」を策定し、「だれもが十分に能力を発揮し、自分らしく“きらめく”まち南丹市」を基本理念として取組を進めてきました。2024（令和6）年が「第2次南丹市男女共同参画行動計画」の中間年にあたり、近年の社会情勢の変化、計画策定以降の国の動向や制度改正を踏まえ、計画の中間見直しを行い、新たに「第2次南丹市男女共同参画行動計画（中間見直し）」（以下、本計画）として策定するものです。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定められた「市町村男女共同参画計画」にあたるものです。また、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び京都府の「KYOのあけぼのプラン（第4次）-京都府男女共同参画計画-」を踏まえるとともに、「第2次南丹市総合振興計画」を最上位計画とし、本市の関連計画との整合を図りながら、男女共同参画を推進します。

また、本計画は「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」及び「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけるものとします。

### 3. 計画策定の経緯

本計画の策定に当たっては、「南丹市男女共同参画行動計画策定に関する市民意識調査」や関係団体に対するヒアリング調査、及びパブリックコメントの実施等により、広く市民の意見やニーズの把握に努めました。

また、庁内各課において前計画の検証・評価を行い、課題を明らかにした上で、施策の見直しを行いました。

これらを踏まえ、「南丹市男女共同参画推進条例」によって設置が定められた南丹市男女共同参画社会推進委員会において審議を重ね、計画を策定しました。

### 4. 計画の期間

本計画の期間は、2024（令和6）年から2028（令和10）年までの5年間とします。ただし、期間中であっても、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行うこととします。

（年度）									
2019年 （令和元年）	2020年 （令和2年）	2021年 （令和3年）	2022年 （令和4年）	2023年 （令和5年）	2024年 （令和6年）	2025年 （令和7年）	2026年 （令和8年）	2027年 （令和9年）	2028年 （令和10年）
第2次南丹市総合振興計画									第3次
第2次南丹市男女共同参画行動計画					＜中間見直し＞（本計画）				



## 第2章 計画策定の背景

---

### 1. 国際的な動き

1975（昭和50）年に、国際婦人年世界会議がメキシコで開催され、今後10年間の行動指針を示す「世界行動計画」が採択されました。1979（昭和54）年には「女子差別撤廃条約」が採択され、締約国に対し、女性へのあらゆる差別の撤廃のための措置を求めました。

1995（平成7）年に中国の北京で開催された第4回世界女性会議では、女性の権利の実現とあらゆる政策や計画に社会的性差（ジェンダー）の視点を反映させるべく「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。北京会議から20年の節目の年に当たる2015（平成27）年に開催された「第59回国連婦人の地位委員会」（通称「北京+20」）では、「第4回世界女性会議20周年における政治宣言」が採択されました。この政治宣言では、「北京宣言及び行動綱領」の進捗が遅く、不均衡であることから、2030（令和12）年までに、男女共同参画及び女性のエンパワーメントの完全な実現を達成することを目指し、より具体的な行動を取ることが表明されました。

これらを背景に、2015（平成27）年の国連持続可能な開発サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う（ゴール5）」が17ゴールの一つとして掲げられています。また、SDGsによる持続可能な社会の実現に向けて、2019（令和元）年に採択された「G20大阪首脳宣言」や2020（令和2）年に開催された「第64回国連女性の地位委員会」においても、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントをより一層進めていく方針が示されています。

### 2. 国の動き

1975（昭和50）年の国際婦人年を契機に、婦人問題企画推進本部が設置され、1977（昭和52）年に国連の「世界行動計画」を踏まえた「国内行動計画」が策定されるなど、男女共同参画に関する様々な国内法が整備されてきました。1985（昭和60）年には「女子差別撤廃条約」を批准し、1999（平成11）年には「男女共同参画社会基本法」が施行され、この法律に基づき、2000（平成12）年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。2014（平成26）年に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」）では、法の適用対象が生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者まで拡大されました。

2015（平成27）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、国や地方公共団体、企業において、女性活躍に関する状況の把握や「事業主行動計画」の策定・公表等が義務付けられています。2019（令和元）年に一部改正され、2022（令和4）年4月から「一般事業主行動計画」の策定義務が、労働者301人以上から101人以上に拡大され、中小企業でも女性活躍の動きは加速していくこととなります。

性的マイノリティ（LGBT等）に関しては、2017（平成29）年に「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめ

を防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する」ことが盛り込まれました。

2018（平成30）年5月には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、衆議院、参議院および地方議会の選挙において、男女の候補者の数をできる限り均等にすることを旨とする等を基本原則としています。

2020（令和2）年には、「第5次男女共同参画基本計画」が策定されています。しかし、2022（令和4）年に発表された「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」では、日本が調査対象となった世界146か国のうち116位となっています。対象となっている分野のうち、政治・経済において男女の格差が大きくなっている現状から特に低位となっています。このことから2022（令和4）年の男女共同参画白書では、女性の経済的自立や柔軟な働き方の浸透等、一人ひとりの人生の変化・多様化に対応した制度設計や政策が求められているとされました。

### 3. 京都府の動き

京都府では、2011（平成23）年には、「KYOのあけぼのプラン（第3次）」を策定、2016（平成28）年には、「KYOのあけぼのプラン（第3次）後期施策」「京都女性活躍応援計画」が策定し、女性活躍支援拠点「京都ウィメンズベース」の開設がされました。2017（平成29）年には、「京都女性活躍応援男性リーダーの会」の結成、「輝く女性応援京都会議（地域会議）」の設置、「京都ウィメンズベースアカデミー」が開設されました。

2019（平成31）年には、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」を策定し、被害者自身や周囲による被害への気づきを促進し、地域における身近な相談から保護・社会的自立までの切れ目のない支援の推進を図り、DVを容認しない社会のさらなる実現を目指しています。また、2020（令和2）年に「KYOのあけぼのプラン（第3次）後期施策」の計画期間が終了することから、2021（令和3）年に「KYOのあけぼのプラン（第4次）」が策定されました。

### 4. 南丹市の取組経過

旧園部町・旧八木町・旧日吉町・旧美山町が2006（平成18）年に合併し、本市が発足するまでは各旧町において、男女共同参画の推進に取り組んできました。

## ●各旧町の主な取組

園部町	1991（平成3）年	庁内に女性対策検討委員会及び推進会議を組織
	1993（平成5）年	女性がいきいきと学び輝ける場、女性のネットワークを広げる場として「女性の館」設置
	1996（平成8）年	「仲良く生きようプラン・そのべ」策定
	2002（平成14）年	園部町女性団体連絡会を設置。女性団体のネットワーク化を推進
八木町	1992（平成4）年	「男女共同参画によるまちづくり」に関する意識調査実施
	1993（平成5）年	「八木町女性政策検討委員会設置要綱」策定
	1994（平成6）年	第1回八木町女性対策検討委員会を開催。女性海外視察団派遣制度を実施
	2005（平成17）年	「八木町男女共同参画プラン」策定
日吉町	2001（平成13）年	男女共同参画推進会議を設置。町民意識調査の実施等
	2002（平成14）年	日吉町男女共同参画懇話会を設置
	2004（平成16）年	「ひよしせせらぎプラン」策定
美山町	1995（平成7）年	美山町女性の集い連絡会が発足
	1999（平成11）年	女性議会の開催

合併後は、これまで各旧町が取り組んできたことを基盤にさらに発展するべく、「なんたん女性のネットワークづくり仕掛人会議」を立ち上げ、2009（平成21）年度には、男女共同参画の地域づくりへの意見交換、企画立案、相互交流の展開、ネットワークづくりを図ることを目的とする「南丹市女性ネットワーク会議」を発足しました。同会議は南丹市男女共同参画フォーラム「キラリなんたん」の企画運営を、本市と協働で行っています。

また、地域づくり・NPO活動等に関心のある女性や、職場でさらに能力を発揮したい女性に、学習とネットワークの構築の機会を提供し、地域・職場の課題解決や社会・経済の活性化のために活躍するリーダーを育成することを目的として京都府が主催する「女性の船」には、市内から毎年数名の参加があり、スキルアップした女性たちが地元でさらに活躍の場を広げています。

本市としては、これらの支援を行うとともに、2009（平成21）年に「南丹市男女共同参画行動計画」を策定、2014（平成26）年に中間見直しを行い、男女の人権尊重の意識づくりのための啓発や、政策・方針決定過程における女性の地位向上のための取組、ワーク・ライフ・バランスに関わる支援や、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた活動等、男女共同参画社会の実現に向け様々な分野で施策を推進しています。

2015（平成27）年には、「南丹市男女共同参画推進条例」が制定されました。

また、同年、「次世代育成支援対策推進法」と「女性活躍推進法」に基づく「南丹市特定事業主行動計画」を策定し、具体的な行動計画と数値目標を定めて、庁内における女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組を行っています。

# 第3章 南丹市現状と現状

## 1. 南丹市の現状

### (1) 人口の推移

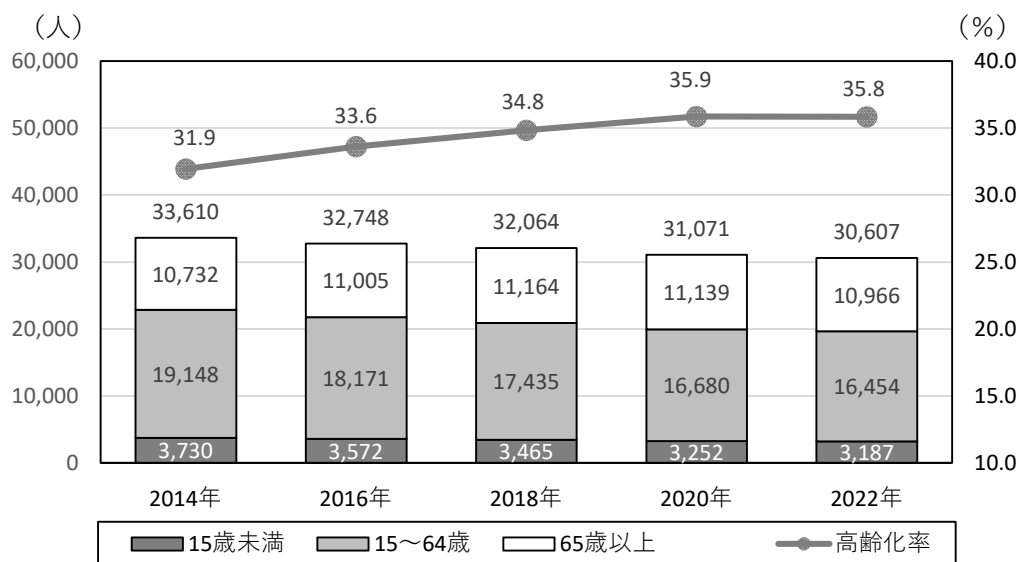
本市の人口は年々減少し、2022（令和4）年は2014（平成26）年と比較して3,003人（8.9%）減の30,607人となりました。

年齢3区分別の人口推移をみると、「15歳未満（年少人口）」と「15歳から64歳（生産年齢人口）」はともに減少しており、「65歳以上（老年人口）」においても2018（平成30）年まで増加傾向にあったものの、2020（令和2）年以降は減少に転じています。また、65歳以上の比率（高齢化率）は、2020（令和2）年まで増加していたものの、2022（令和4）年には減少に転じています。

年少人口や生産年齢人口の減少は以前よりみられていましたが、近年では老年人口においても減少がみられており、人口減少に歯止めがかからない状況となっています。

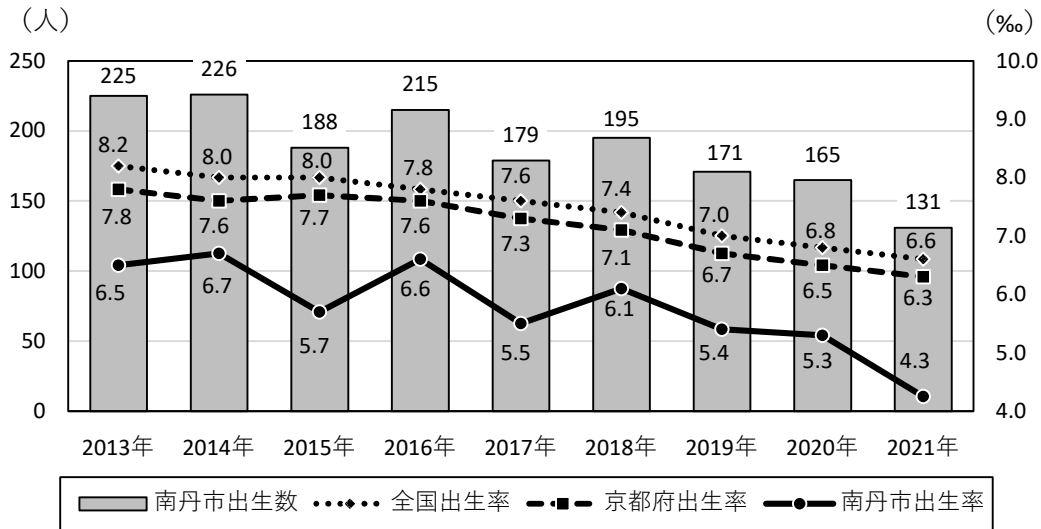
また、本市の出生率の推移をみると、増減を繰り返しながら減少傾向で推移しており、全国や京都府と比較しても低い水準で推移しています。出生率向上のためにも、女性だけに子育ての負担が偏らない施策が重要となっていることから、一層の努力が必要です。

■ 年齢3区分別人口と高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

### ■ 出生数と出生率の推移



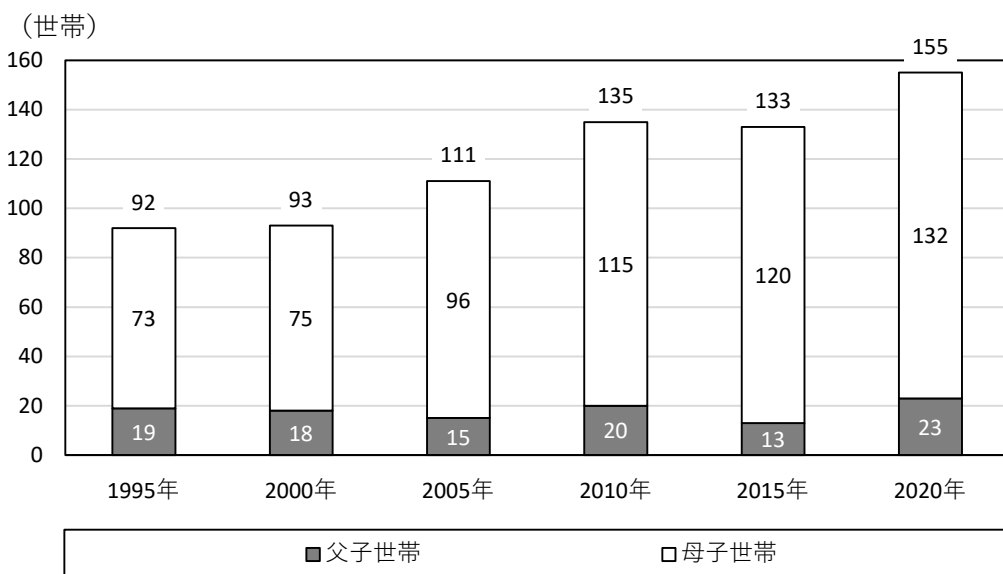
資料: 南丹市調べ・人口動態統計(「京都府保健福祉統計年報」「厚生労働省年報」)(各年 10 月 1 日現在)

※「出生率」とは、人口 1,000 人当たりの出生数のこと。合計特殊出生率とは異なる。

## (2) 世帯の状況

ひとり親世帯数の推移をみると、1995（平成 7）年以降増加傾向にあり 2015（平成 27）年には減少したものの、2020（令和 2）年には増加に転じています。父子世帯・母子世帯ともに増加傾向にあり、特に母子世帯の数は年々増加を続けています。全国的にも、ひとり親世帯の増加が課題となっていることから、個々に寄り添ったきめ細かな支援体制の取組が重要です。

### ■ 出生数と出生率の推移



資料: 国勢調査(各年 10 月 1 日現在)

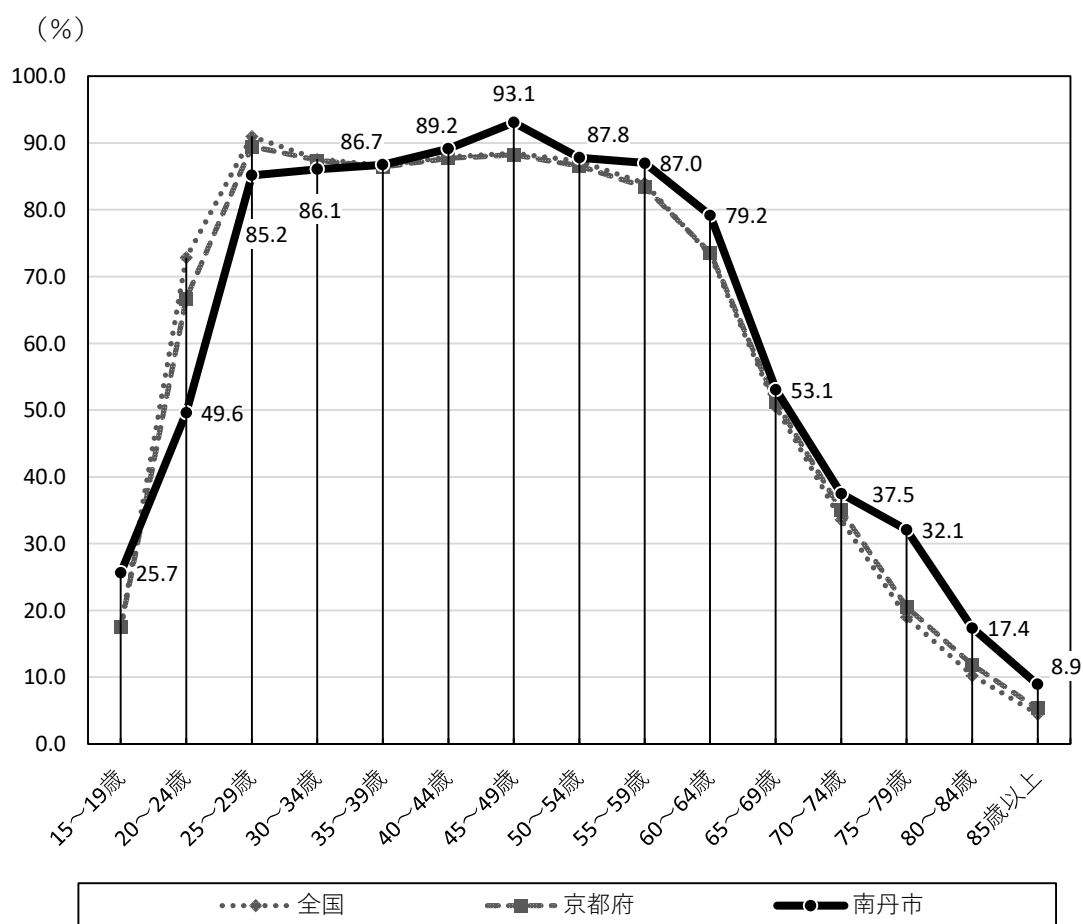
※「ひとり親世帯」とは、満 20 歳未満の未婚の子どもがいる母子又は父子の家庭

### (3) 女性の労働力率の状況

女性の労働力率（就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が、15歳以上人口に占める割合）を年齢5歳階級別にみると、本市は全国や京都府と比較して、20歳代でやや下回っているものの、35歳以上では全国や京都府よりも上回っています。

全国や京都府では30歳代で最も落ち込んでいるものの、本市においては50歳代から徐々に落ち込んでいる状況です。

■女性の年齢5歳階級別労働力率



資料：2020年国勢調査

## (4) 市役所における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの状況

### ①審議会・委員会等での女性委員の割合

本市の審議会・委員会等における女性委員の割合においては、すべての審議会・委員会等で、女性委員が1人以上いるものの、現在においても女性が1割も満たない審議会・委員会等が存在しています。すべての審議会・委員会等において女性委員の割合が国の目標である30%を超え、男女のバランスがとれた会となるよう、引き続き取組を進めていくことが必要です。

#### ■女性の割合が多い審議会・委員会等

名称	委員総数 (人)	女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)
南丹市男女共同参画社会推進委員会	13	10	76.9
南丹市子ども・子育て会議	20	13	65.0
南丹市子育て発達支援センター運営委員会	15	9	60.0
南丹市情報公開審査会	4	2	50.0
南丹市個人情報保護審議会	4	2	50.0
南丹市景観審議会	8	4	50.0
南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会	6	3	50.0
南丹市放課後児童健全育成事業運営委員会	12	6	50.0
南丹市障害者支援施設運営委員会	15	7	46.7
南丹市指定管理者選定評価委員会	7	3	42.9

資料:南丹市調べ(2023年4月1日現在)

#### ■女性の割合が少ない審議会・委員会等

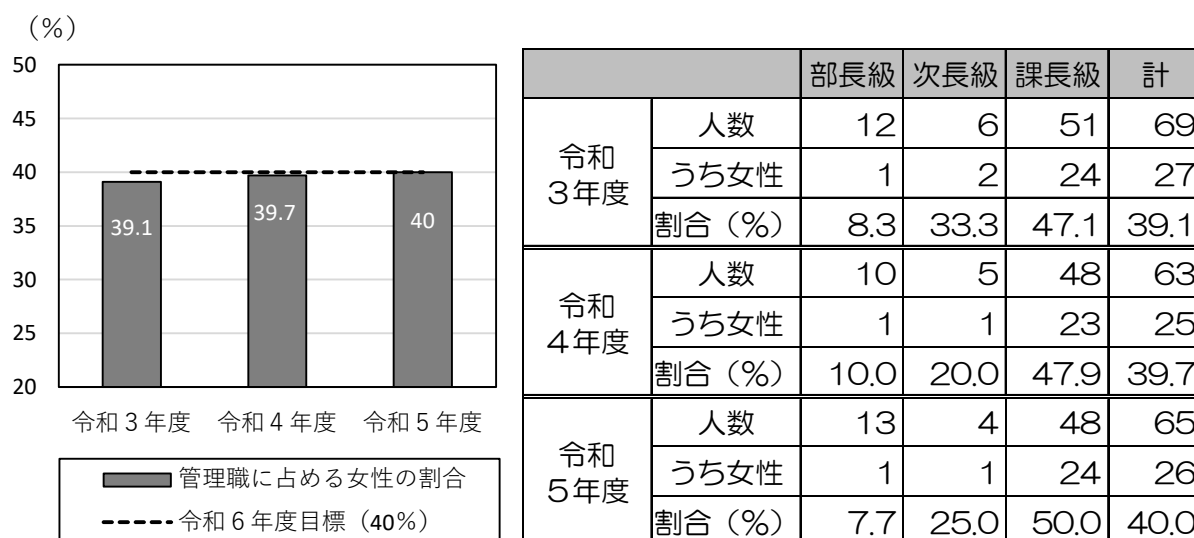
名称	委員総数 (人)	女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)
南丹市都市計画審議会	19	1	5.3
南丹市の森林を考える会	17	1	5.9
南丹市民生委員推薦会	14	1	7.1
南丹市文化財保護審議会	13	1	7.7
南丹市農業振興推進協議会	13	1	7.7
南丹市防災会議	40	4	10.0
南丹市地域福祉計画推進委員会	20	2	10.0
南丹市障害者介護給付費等支給認定審査会	10	1	10.0
南丹市高齢者福祉センター運営委員会	10	1	10.0
南丹市国民保護協議会	39	4	10.3

資料:南丹市調べ(2023年4月1日現在)

## ②女性管理職の割合

本市の管理職（課長級以上）に占める女性の割合は、2024（令和6）年度目標の40.0%に対し、2023（令和5）年度が40.0%となっており、目標を達成している状況です。引き続き目標に対する実績が維持できるよう取組を進めていく必要があります。

■女性管理職の割合と人数内訳



資料：南丹市調べ

## ③男性職員の「配偶者出産休暇」「育児参加休暇」の取得率

男性職員の「配偶者出産休暇」「育児参加休暇」については、2020（令和2）年度以降取得率は減少しています。（2022（令和4）年度は対象者3人のうち、取得者は0人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度 (目標)
男性職員の「配偶者出産休暇」 「育児参加休暇」取得率 (%)	100.0	25.0	0.0	100.0

資料：南丹市調べ



#### ④育児休業・部分休業の取得率

育児休業・部分休業については、女性は対象者全員が取得しており、男性の取得者においても2020（令和2）年度以降は上昇傾向にあります。

男性の取得率を増加させていくためにも、取組を促進する必要があります。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度 （目標）
育児休業・部分休業の 取得率（％）	女性	100.0	100.0	100.0	100.0
	男性	14.3	37.5	25.0	50.0

資料：南丹市調べ

#### ⑤1年間の時間外勤務が360時間を超える職員の割合

1年間の時間外勤務が360時間を超える職員の割合は、増加傾向で推移しています。引き続き業務の見直しや効率化を進める必要があります。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度 （目標）
1年間の時間外勤務が 360時間を超える職員 の割合（％）	女性	3.47	6.39	6.51	3%以下
	男性	4.10	4.47	4.56	

資料：南丹市調べ

#### ⑥年次有給休暇の平均取得日数

年次有給休暇の平均取得日数は、増減はあるものの増加傾向で推移しています。引き続きワーク・ライフ・バランス推進のために、取得を促進する必要があります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度 （目標）
年次有給休暇の平均取得日数 （日）	9.3	10.3	10.1	15日以上

資料：南丹市調べ

## 2. 市民意識調査からみる現状と課題

本計画の策定にあたり、基礎資料とするために2023（令和5）年1月にアンケート調査を実施しました。

◇調査対象	：南丹市在住の18歳以上（2023年1月現在）の男女（無作為抽出法）
◇調査期間	：2023（令和5）年1月18日（水）～1月31日（火）
◇調査方法	：郵送配布・郵送回収による郵送調査法、WEBによるオンライン回答
◇回収数	：配布数 1,500件／回収数 521件／回収率 34.7%

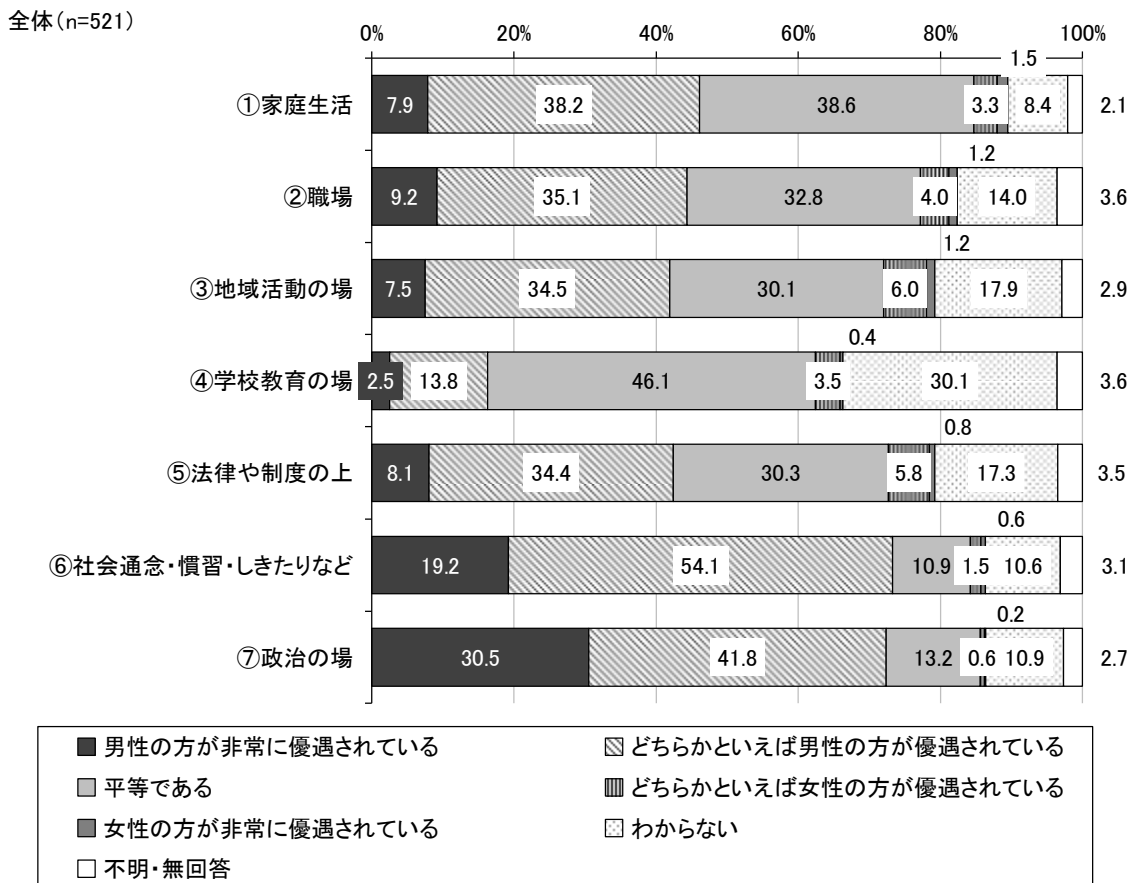
### （1）男女平等に関する意識について

①男女の地位の平等感。（〇は1つだけ）

『男性優遇』（「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）が高い項目については、「⑥社会通念・慣習・しきたりなど」が73.3%と最も高く、次いで「⑦政治の場」が72.3%、「①家庭生活」が46.1%となっています。

「平等である」が高い項目については、「④学校教育の場」が46.1%と最も高く、次いで「①家庭生活」が38.6%、「②職場」が32.8%となっています。

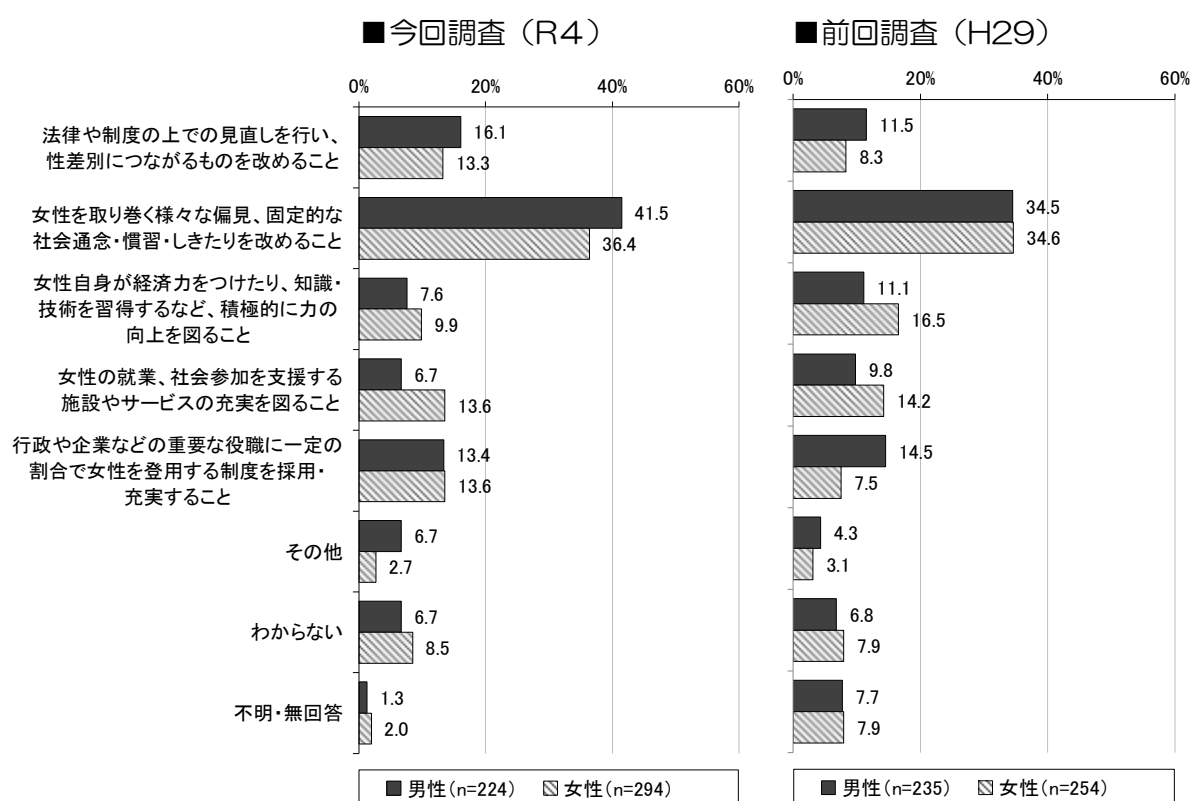
『女性優遇』（「女性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の合計）は、各項目で10%を下回っており、最も高い項目で「③地域の活動の場」が7.2%、次いで「⑤法律や制度の上」が6.6%、「②職場」が5.2%となっています。



②男女平等の社会にするために必要なこと。(〇は1つだけ)

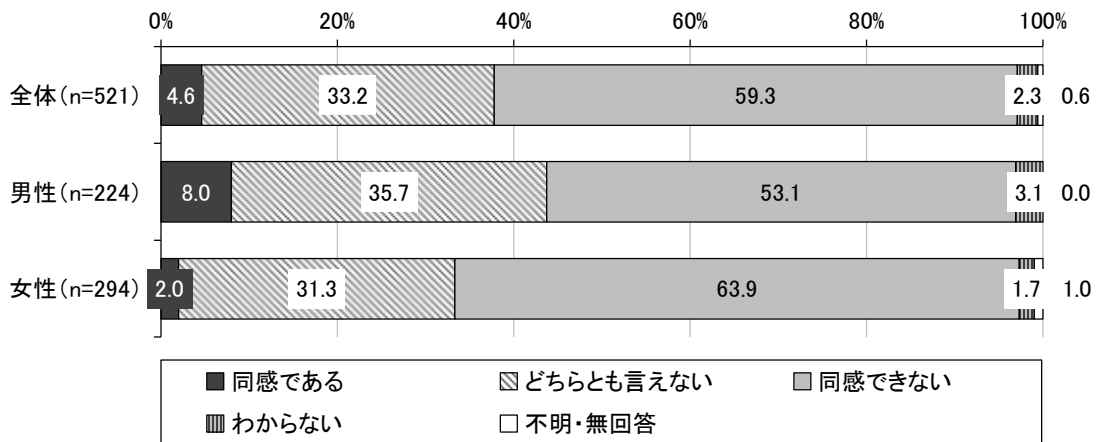
男女平等の社会にするために必要なことについてみると、男女ともに「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」が最も高くなっており、男性で41.5%、女性で36.4%となっています。次いで、男性では「法律や制度の上での見直しを行い、性差別につながるものを改めること」が16.1%となっており、女性では「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」「行政や企業などの重要な役職に一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実すること」でそれぞれ13.6%となっています。

前回調査と比較すると、男性で「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」が7.0ポイント、女性で「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること」が6.6ポイント低くなっています。



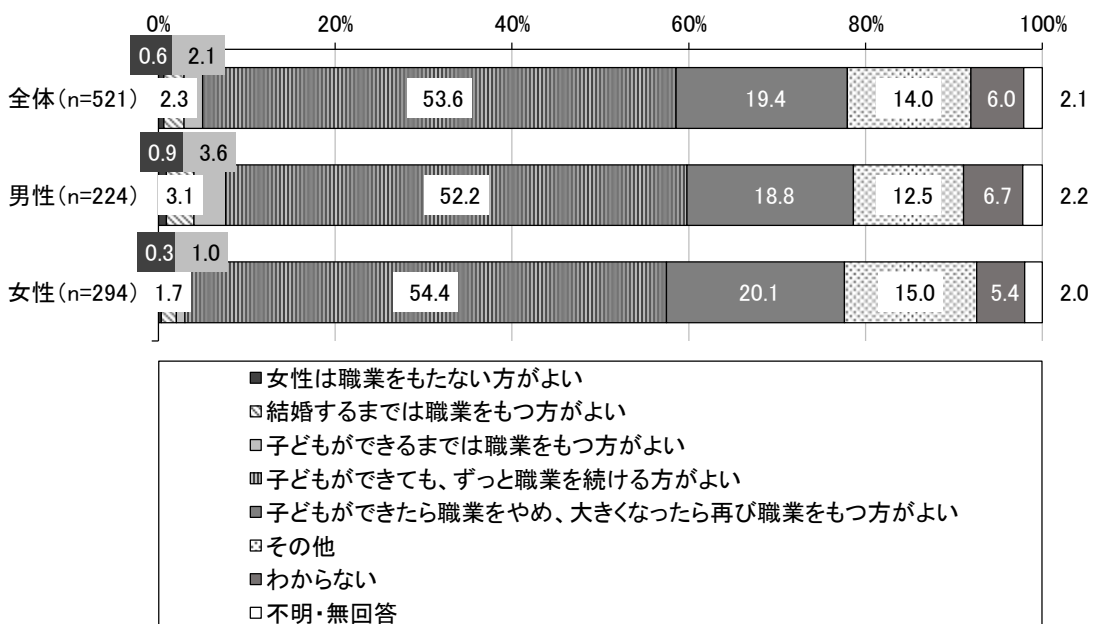
③「男は仕事、女は家庭」という考え方について。(〇は1つだけ)

男女ともに「同感できない」が最も高くなっており、男性で53.1%、女性で63.9%となっています。また、「同感である」は男性(8.0%)が女性(2.0%)を6.0ポイント上回っています。



④女性が職業をもつことについて。(〇は1つだけ)

女性が職業をもつことについてみると、男女ともに「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が最も高くなっており、男性が52.2%、女性が54.4%となっています。



## (2) 地域・社会活動について

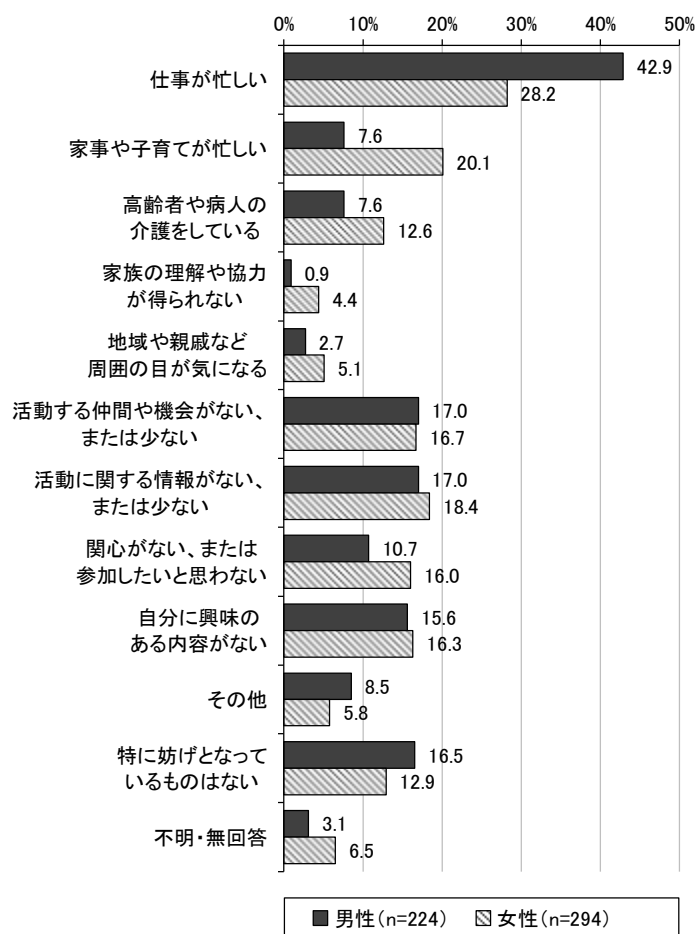
①仕事以外の活動の支障になっていること、今後支障となるであろうこと。

(あてはまるものすべてに○)

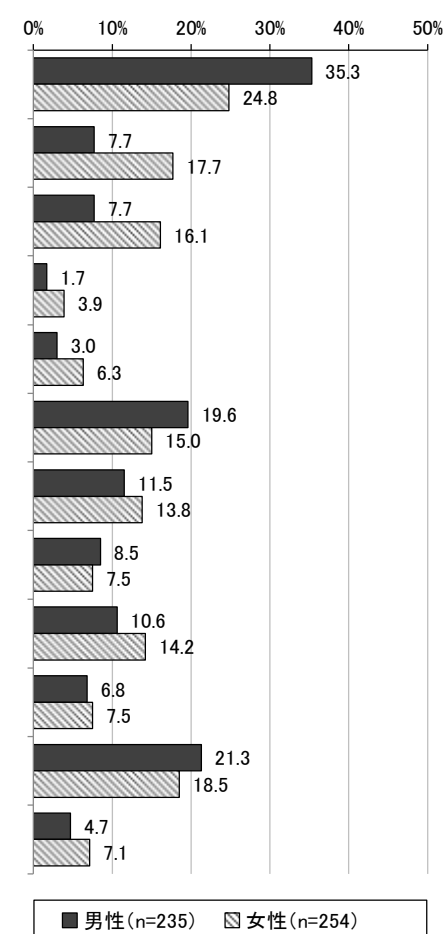
地域活動の支障となっていることについてみると、男女ともに「仕事が忙しい」が最も高くなっており、男性が42.9%、女性が28.2%となっています。次いで、男性では「活動する仲間や機会がない、または少ない」「活動に関する情報がない、または少ない」がそれぞれ17.0%となっており、女性では「家事や子育てが忙しい」が20.1%となっています。

前回調査と比較すると、男性で「仕事が忙しい」が7.6ポイント、女性で「関心がない、または参加したいと思わない」が8.5ポイント高くなっています。

■今回調査 (R4)



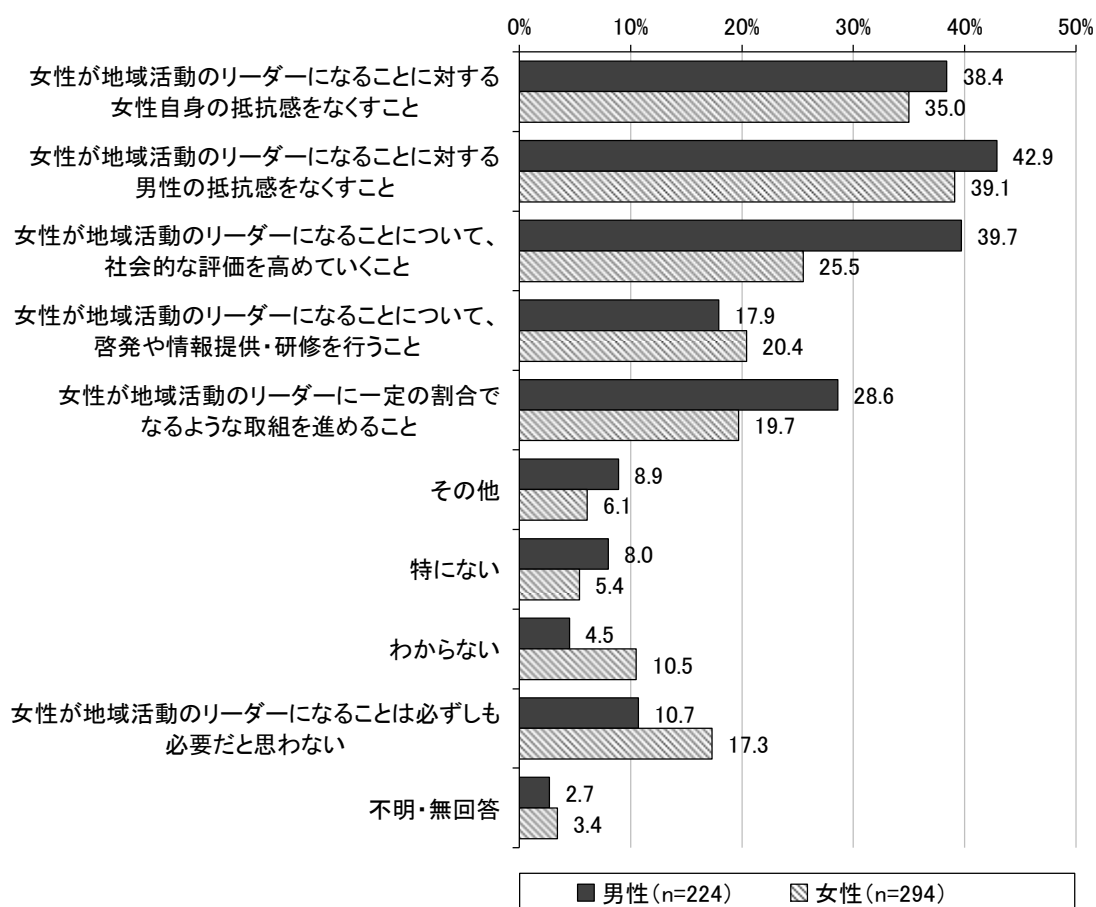
■前回調査 (H29)



②女性が地域のリーダーになるために必要なこと。(あてはまるものすべてに○)

女性が地域のリーダーになるために必要なことについてみると、男女ともに「男性の抵抗感をなくすこと」が最も高くなっており、男性が42.9%、女性が39.1%となっています。次いで、男性では「社会的な評価を高めていくこと」が39.7%、「女性自身の抵抗感をなくすこと」が38.4%となっており、女性では「女性自身の抵抗感をなくすこと」が35.0%、「社会的な評価を高めていくこと」が25.5%となっています。

女性と比較し、男性では「社会的な評価を高めていくこと」が14.2ポイント、「女性が地域活動のリーダーに一定の割合でなるような取組を進めること」が8.9ポイントそれぞれ高くなっています。また、男性と比較し、女性では「女性が地域活動のリーダーになることは必ずしも必要だと思わない」が6.6ポイント高くなっています。

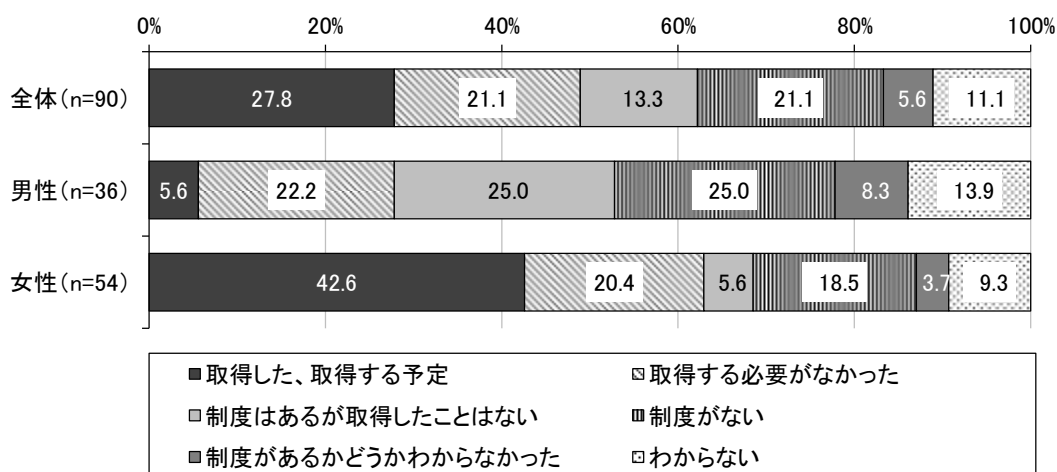


### (3) 就労・働き方について

①育児休暇の取得状況。{就学前の子どもがいる方(妊娠中も含む)への質問}(〇は1つだけ)

育児休業の取得についてみると、男性では「制度はあるが取得したことはない」「制度がない」がそれぞれ25.0%と最も高くなっており、女性では「取得した、取得する予定」が42.6%と最も高くなっています。

「取得した、取得する予定」においては、男性と比較し女性が37.0ポイント高くなっています。

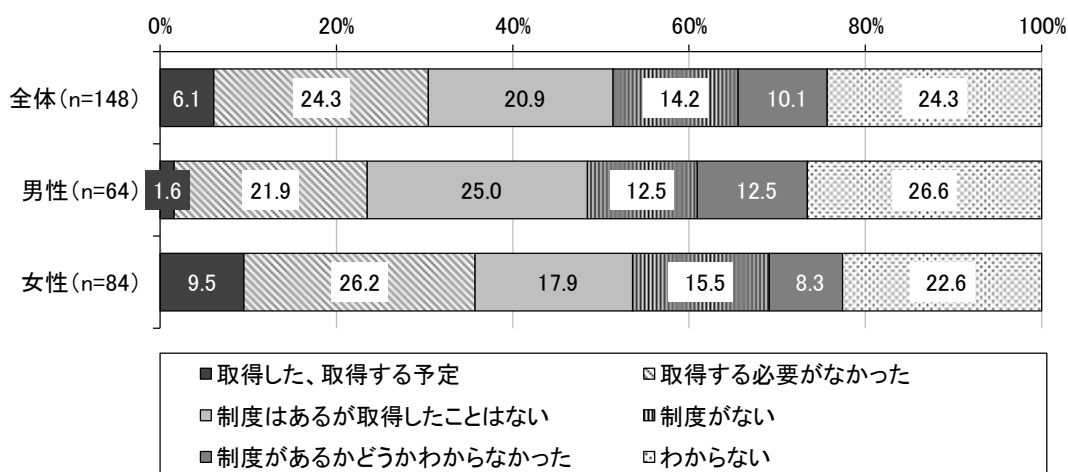


※「不明・無回答」を除く回答のみ集計

②介護休暇の取得状況。{介護が必要な親族がいる方(いた方)への質問}(〇は1つだけ)

介護休業の取得についてみると、男性では「わからない」が26.6%と最も高くなっており、女性では「取得する必要がなかった」が26.2%と最も高くなっています。

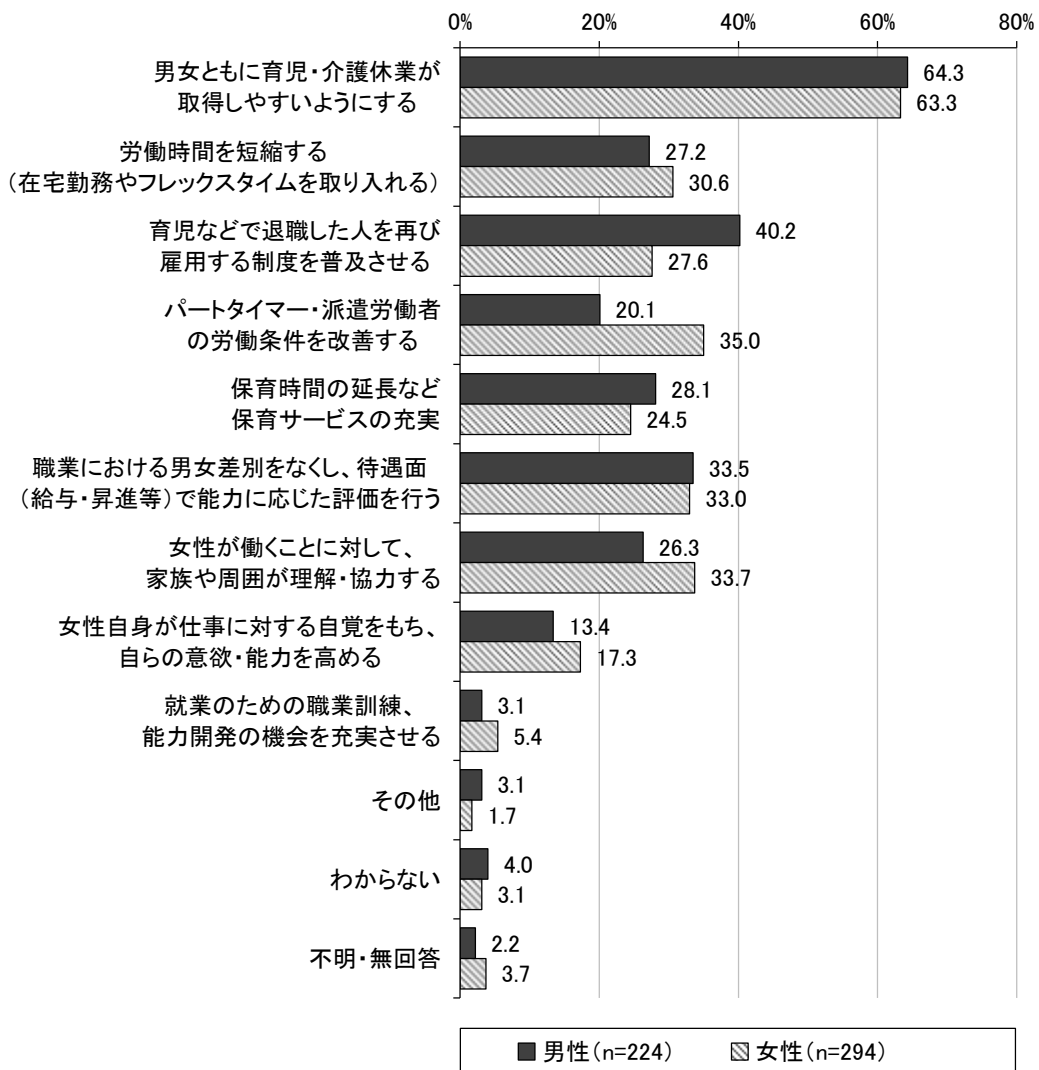
「取得した、取得する予定」において男性と比較し、女性が7.9ポイント高くなっています。



※「不明・無回答」を除く回答のみ集計

③女性が働き続けるために必要なこと。(〇は3つまで)

女性が働き続けるために必要なことについてみると、男女ともに「男女ともに育児・介護休業が取得しやすいようにする」が最も高くなっており、男性が64.3%、女性が63.3%となっています。次いで、男性は「育児などで退職した人を再び雇用する制度を普及させる」が40.2%、「職業における男女差別をなくし、待遇面（給与・昇進等）で能力に応じた評価を行う」が33.5%、女性は「パートタイマー・派遣労働者の労働条件を改善する」が35.0%、「女性が働くことに対して、家族や周囲が理解・協力する」が33.7%となっています。





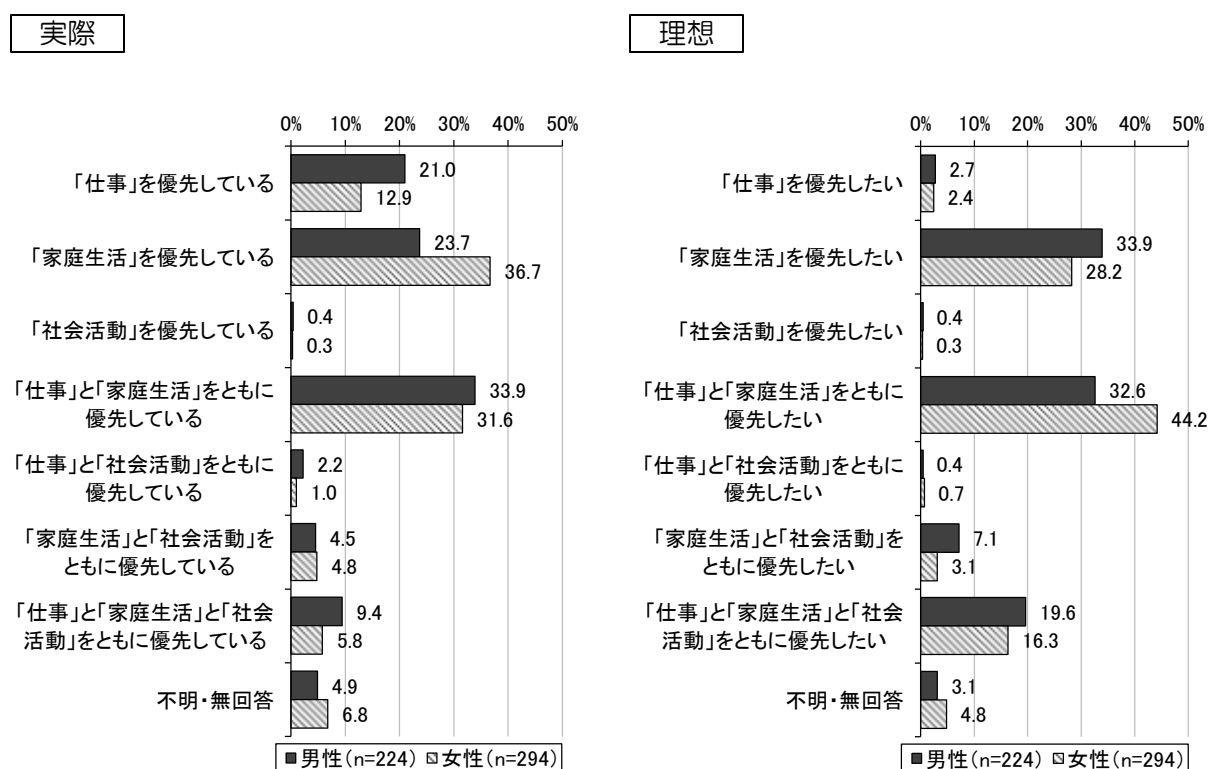
## (4) 生活全般について

### ①実際の生活と理想の生活。(〇は1つだけ)

実際の生活については、男性は『「仕事」と「家庭生活」をともに優先している』が33.9%と最も高く、次いで『「家庭生活」を優先している』が23.7%となっています。女性は『「家庭生活」を優先している』が36.7%と最も高く、次いで『「仕事」と「家庭生活」をともに優先している』が31.6%となっています。『「仕事」を優先している』は男性が女性を8.1ポイント上回り、『「家庭生活」を優先している』は、女性が男性を13.0ポイント上回っています。

理想の生活については、男性は『「家庭生活」を優先したい』が33.9%と最も高く、次いで『「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい』が32.6%となっています。女性は『「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい』が44.2%と最も高く、次いで『「家庭生活」を優先したい』が28.2%となっています。

『「家庭生活」を優先したい』は男性が女性を5.7ポイント上回り、『「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい』は、女性が男性を11.6ポイント上回っています。

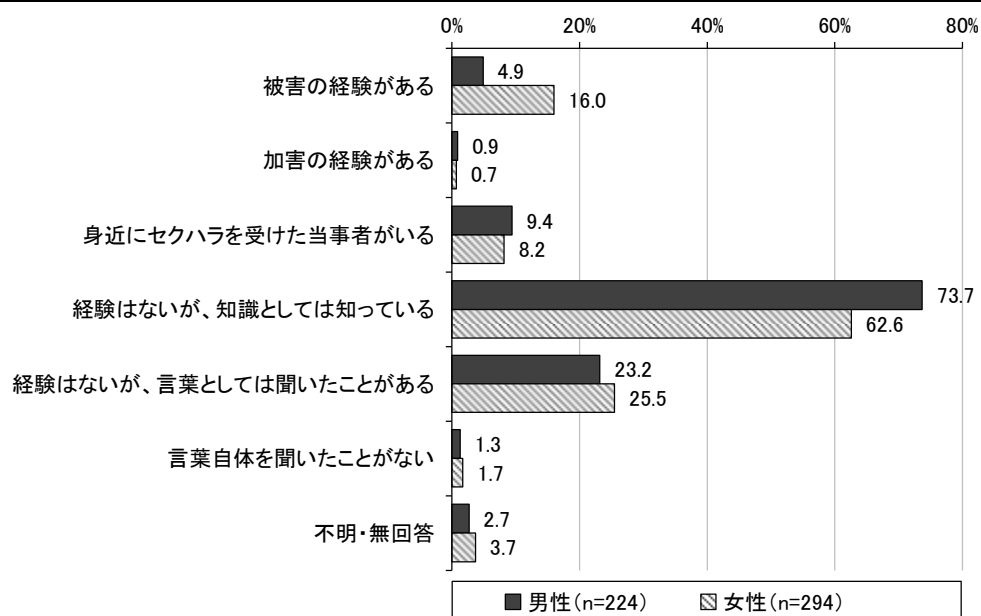


## (5) 人権について

### ①セクシュアル・ハラスメントの経験。(あてはまるものすべてに○)

セクハラを経験したり見聞きしたかについてみると、男女ともに「経験はないが、知識としては知っている」が最も高くなっており、男性が73.7%、女性が62.6%となっています。次いで「経験はないが、言葉としては聞いたことがある」が男性で23.2%、女性で25.5%となっています。

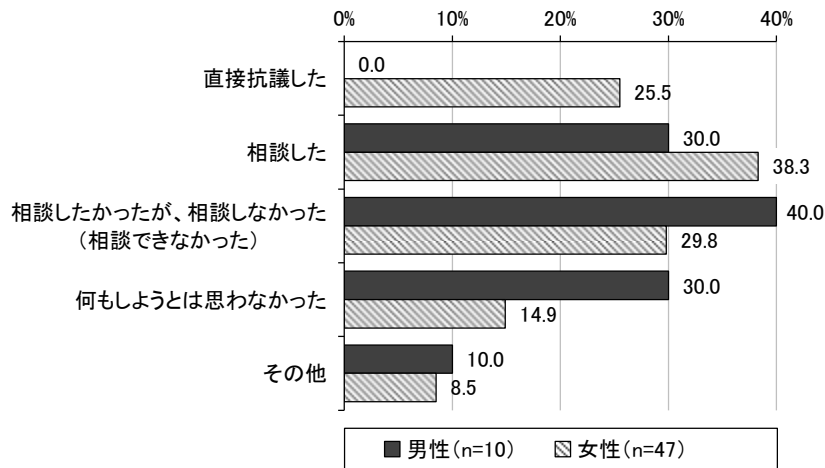
また、「被害の経験はある」は男性が4.9%に対して、女性が16.0%と高くなっています。



②セクシュアル・ハラスメントに対する対応。(被害の経験がある方への質問)

(あてはまるものすべてに○)

被害を受けた際の対応についてみると、男性は「相談しなかったが、相談しなかった(相談できなかった)」が40.0%と最も高くなっており、女性は「相談した」が38.3%と最も高くなっています。

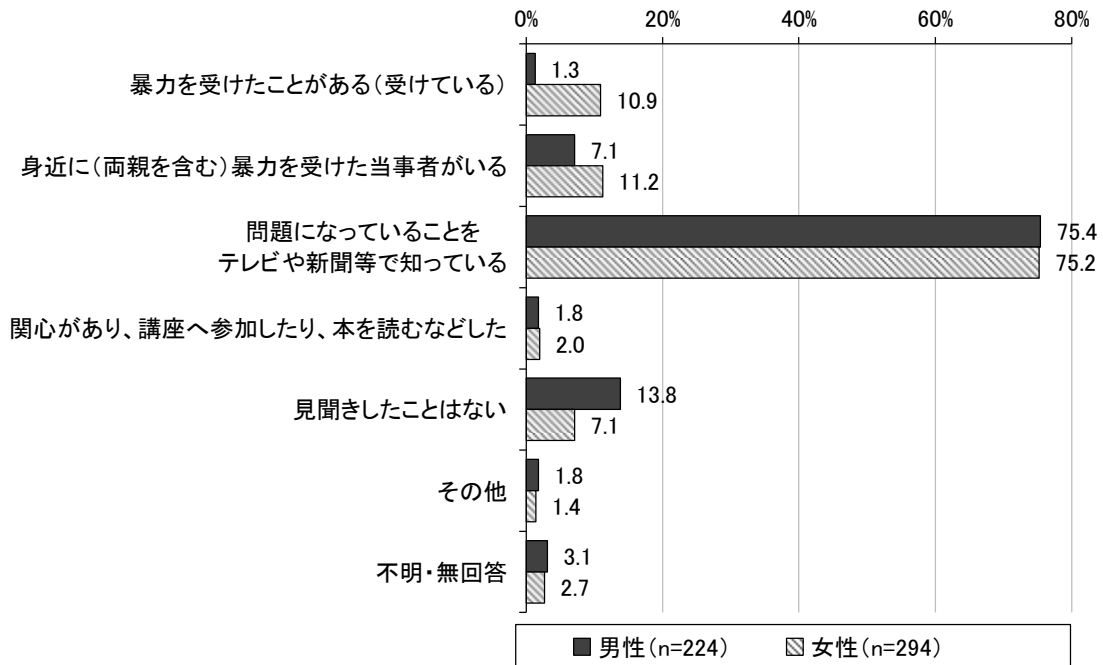


平成 29 年度調査との比較

	直接抗議した	相談した	相談しなかったが、 相談しなかった (相談できなかった)	何もしようとは思わなかった	その他
H29男性 (n=4)	-	1件 (25.0%)	-	2件 (50.0%)	1件 (25.0%)
R4 男性 (n=10)	-	3件 (30.0%)	4件 (40.0%)	3件 (30.0%)	1件 (10.0%)
H29女性 (n=38)	11件 (28.9%)	12件 (31.6%)	10件 (26.3%)	6件 (15.8%)	4件 (10.5%)
R4 女性 (n=47)	12件 (25.5%)	18件 (38.3%)	14件 (29.8%)	7件 (14.9%)	4件 (8.5%)

③ドメスティック・バイオレンスの経験。(あてはまるものすべてに○)

ドメスティック・バイオレンスを経験したり見聞きしたかについてみると、男女ともに「問題になっていることをテレビや新聞等で知っている」が最も高くなっており、男性が75.4%、女性が75.2%となっています。また、「暴力を受けたことがある(受けている)」は男性の1.3%に対して、女性が10.9%と高くなっています。

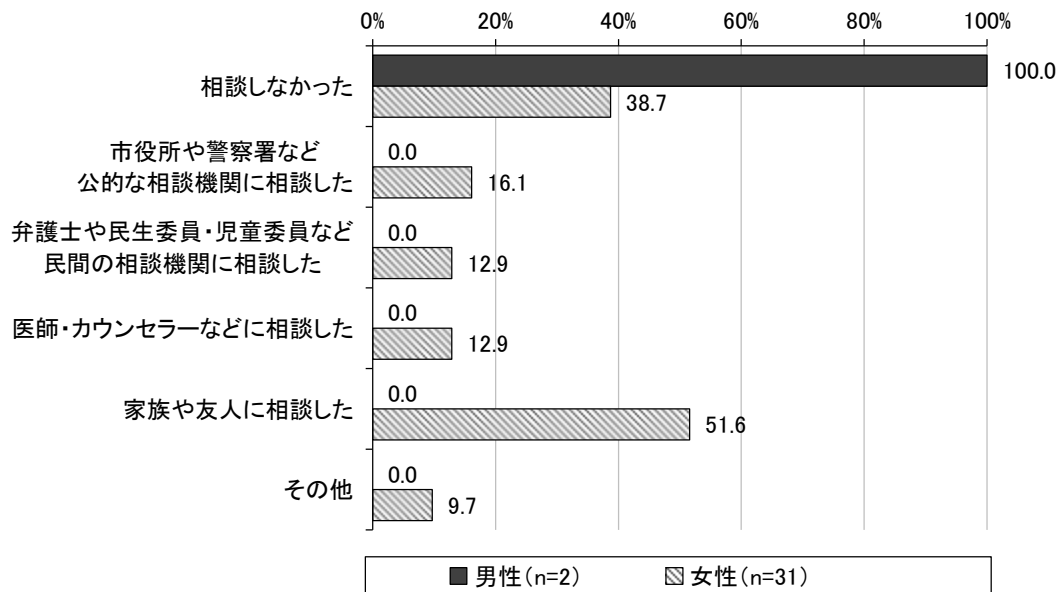


④ドメスティック・バイオレンスに対する対応。(被害の経験がある方への質問)

(あてはまるものすべてに○)

被害時の相談相手についてみると、男性は「相談しなかった」が100.0%となっています。女性は「家族や友人に相談した」が51.6%と最も高く、次いで「相談しなかった」が38.7%となっています。

前回調査との比較によると、被害件数は、男性は5件から2件に減少していますが、女性は14件から31件に増加しています。



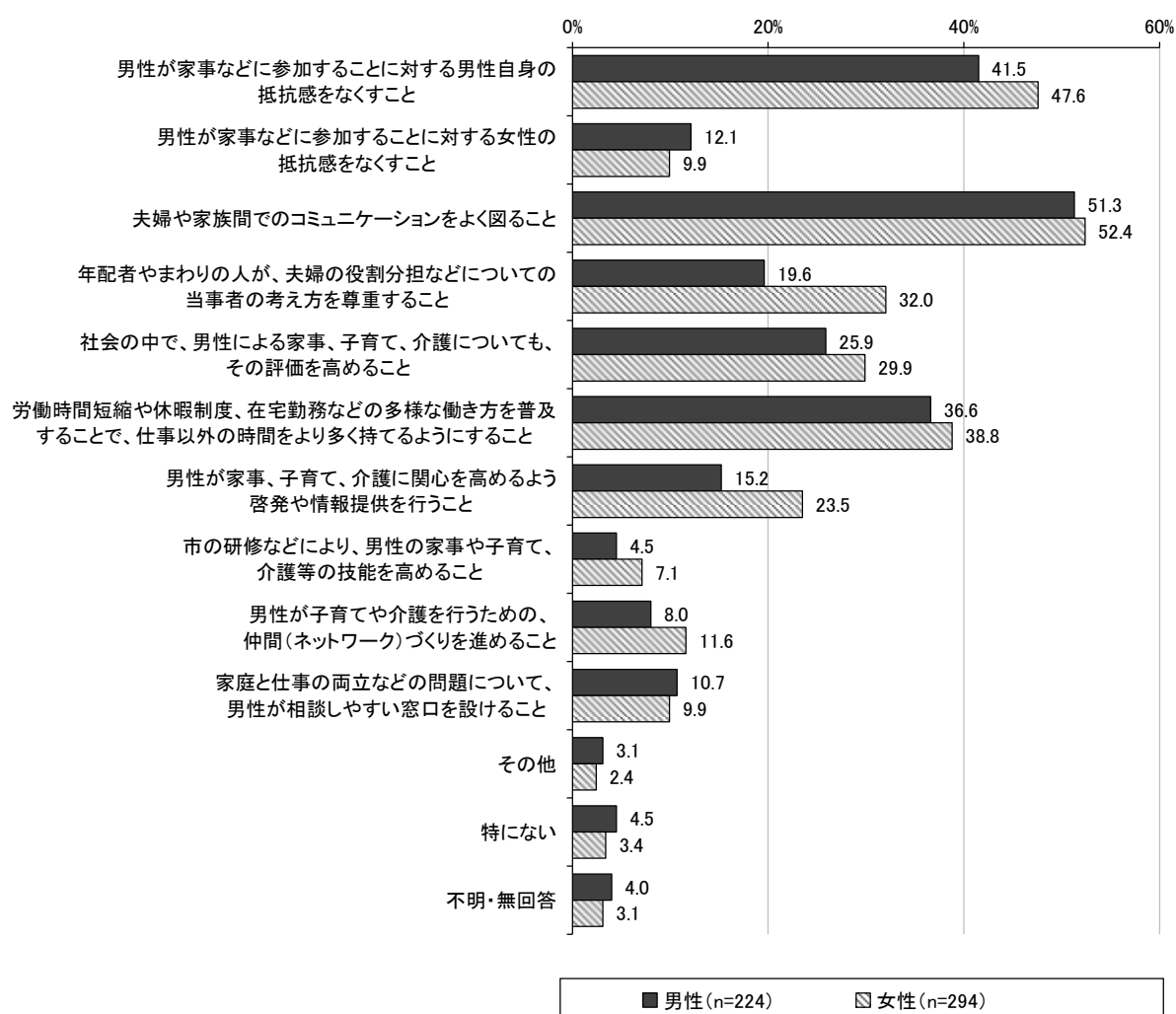
平成29年度調査との比較

	相談しなかった	市役所や警察署など 公的な相談機関に 相談した	弁護士や民生委員・ 児童委員など民間の 相談機関に相談した	医師・カウンセラー などに相談した	家族や友人に 相談した	その他
H29男性(n=5)	4件 (80.0%)	-	-	-	1件 (20.0%)	1件 (20.0%)
R4 男性(n=2)	2件 (100.0%)	-	-	-	-	-
H29女性(n=14)	4件 (28.6%)	1件 (7.1%)	1件 (7.1%)	3件 (21.4%)	6件 (42.9%)	1件 (7.1%)
R4 女性(n=31)	12件 (38.7%)	5件 (16.1%)	4件 (12.9%)	4件 (12.9%)	16件 (51.6%)	3件 (9.7%)

## (6) 男女共同参画社会について

### ①男性が家事、子育て、介護に参加するために必要なこと。(〇は3つまで)

男性が女性とともに家事、子育て、介護に積極的に参加していくために必要なことについてみると、男女ともに「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」が最も高くなっており、男性が51.3%、女性が52.4%となっています。次いで、「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が高くなっており、男性が41.5%、女性が47.6%、「労働時間短縮や休暇制度、在宅勤務などの多様な働き方を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」が男性で36.6%、女性で38.8%となっています。

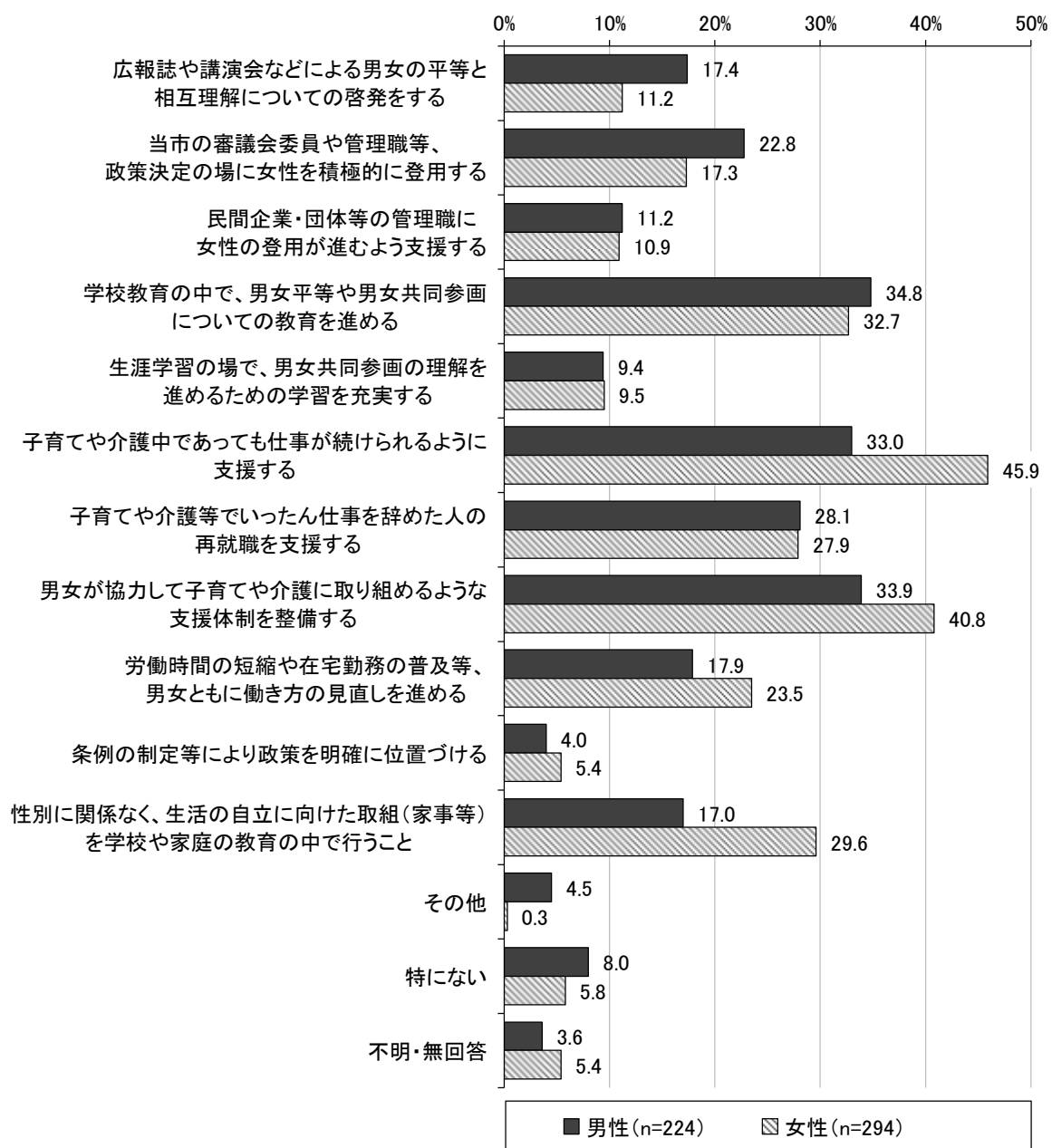


②男女共同参画社会に実現に向け、南丹市に注力してほしいこと。(〇は3つまで)

男女共同参画社会の実現に向けて、南丹市に力を入れてほしいことについてみると、男性は「学校教育の中で、男女平等や男女共同参画についての教育を進める」が34.8%と最も高く、次いで「男女が協力して子育てや介護に取り組めるような支援体制を整備する」が33.9%、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるように支援する」が33.0%となっています。

女性は「子育てや介護中であっても仕事が続けられるように支援する」が45.9%と最も高く、次いで「男女が協力して子育てや介護に取り組めるような支援体制を整備する」が40.8%、「学校教育の中で、男女平等や男女共同参画についての教育を進める」が32.7%となっています。

また、男性と比較し、女性では「子育てや介護中であっても仕事が続けられるように支援する」「性別に関係なく、生活の自立に向けた取組(家事等)を学校や家庭の教育の中で行うこと」において12ポイント以上高くなっています。



### 3. 関連団体ヒアリングからみる現状と課題

本計画策定の基礎資料とするため、南丹市男女共同参画社会推進委員会や関連団体等に文書によるヒアリングを実施しました。

その結果から、本市の男女共同参画に関する現状と課題を分析します。

- |       |                            |
|-------|----------------------------|
| ◇調査対象 | ：南丹市男女共同参画社会推進委員会、関連団体     |
| ◇調査期間 | ：令和5年6月30日(金)～令和5年7月14日(金) |
| ◇調査方法 | ：直接配布・FAX及びEメール回収          |

男女共同参画について
理解が深まっていると思う。
男女共同参画で特に重要なことは、女性がまず学ぶこと。大まかに女性の方が優位とされている母性を含む慈愛の気持ちから子育てに向いていることが多い。それは、評価されて然るべく一つの尊い仕事としてあるべきであり、決してそれしか出来ないのではなく次の世代を育てるという尊い任務なのだと自信を持つこと。 また、経済的に自立できるだけの力を身につけられ、男性に依存しない自覚も必要。しかし、根本は、お互いに尊重し合い、優れたところをそれぞれが発揮し、補うべきところをカバーし合っていけたらと思う。

男女の比率について
職場における「役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合」は53.8%（13名中7名）。男女比においては、選出段階での男女の指定は廃止の方向のようだが、廃止した結果、男女比がものすごく偏るとまだまだ道半ばだと感じる。南丹市男女共同参画社会推進委員会も男性が少ないので、男性を増やす工夫が必要でないか。
新聞記事のコメントに、支障があろうと女性の比率を上げることで変わっていくのではないかと掲載されていた。当団体も「女性に理事者になってほしい」との声はあるが、現状は女性部門長、副部長以外すべて男性である。女性の経営者も増えているので今後は変わっていくのでは。
女性をその部門のトップに据えることについては部門に偏りはあるが、かなり努力されていると思う。しかし、女性だからトップにという感も否めない。優秀だから男性女性関係なくトップにとなって欲しいが、視点が違うので女性を構成員として配置することは重要だと考える。
女性の館では、男性講師を迎えることができ、講師や受講生の参加をこれからも促進していくことを考えている。



### 男女平等の意識について

防災活動や災害復興対策において、女性のみ家族の家には土のうを積んでもらえないことがあった。

男らしく女らしくという考え方は、無意識に刷り込まれていることもあると思う。子どもの時の環境が大きく影響しているのではないかと。時間がかかるが、世代が変われば意識も変わっていくと思う。

子どもは母親からしか産まれてこないもので、男女における役割はそれぞれであると感じている。子育ては男女が共同で行うものであり、家事も一緒にした方が楽しい。しかし、社会に出たら女性には厳しいことがまだ残っているかもしれない。子どもの頃からの生活環境は特に大きく影響すると思うので、学校教育の中で男女差別に限らず、いじめ・差別・虐待のない社会の実現を教育していく必要があると考える。南丹市が豊かで明るい地域になることを日々願っており、実行している。

女性が担当していた家事育児を蔑まないことが重要なのではないかと。家事や育児がひと段落ついたら、学んだり、就職しそれぞれの人生を深められる制度があれば助けになる。

例えば、古い考え方を改善する一案として、必ず女性の組織（女性会）を区内に置く。そのために加入増加に区の一助をお願いしたい。

まだ、家事・育児が女性に重点を置かれている。女性が働き続けられる環境や学習の機会があれば、女性自身が自分を変えるきっかけとなる。

まず、男女が人間として相手を思いやる優しさや正しい言葉使いで接することにより、お互いが理解できる一因になるのでは。

## 4. 前計画の成果と本計画策定に向けた課題のまとめ

市役所庁内における前計画の検証・評価や市民意識調査、関連団体ヒアリングの結果などから、前計画の成果と本計画の策定に向けた課題を、前計画の施策体系に沿って考察します。

### ■基本目標 1 男女平等の意識づくり

成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>●お知らせなんたんや市ホームページにおいて、女性相談の広報の掲載を実施。</li> <li>●男女共同参画に関する情報や出版物等(ポスター、チラシ含む)を市役所等において掲示・設置し情報提供を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幼稚園など早期からの男女共同参画に関する教育の充実【継続】</li> <li>●男女共同参画に関する生涯教育の充実【継続】</li> <li>●広報・啓発の一層の充実【継続】</li> </ul>

男女共同参画に関する情報提供や広報活動は実施しているものの、市民意識調査の結果では日常的な様々な場面において、依然として男性優遇と感じる回答は多くなっています。

また、「男女平等の社会にするために必要なこと」という質問に対しては、男女とも、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」が平成 29 年の調査結果同様に最も高くなっている状況です。関連団体ヒアリングにおいても、「男女平等における意識は子どもの頃の環境から影響している」「まだ、家事や育児は女性が行うことに重点を置かれている」などの意見がみられることから、引き続き一層の広報・啓発活動により、偏見や固定的な性別役割分担意識を解消する必要があります。

### ■基本目標 2 あらゆる場における男女平等の地域社会づくり

成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>●「おやこの食育教室」や「生活習慣病予防教室」において男性の参加を促進。</li> <li>●らら京都や京都ジョブパークと連携し、マザーズジョブカフェなど女性の起業や相談窓口との連携、情報提供を実施。</li> <li>●自主的な女性交流事業を中心に女性団体の交流やネットワークづくり支援の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域活動における団体同士のつながりの一層の促進【新規】</li> <li>●市役所における政策・方針決定の場への、女性参画の一層の推進【継続】</li> <li>●審議会・委員会等への女性参画の一層の推進【継続】</li> <li>●男女共同参画への男性の意識改革【継続】</li> </ul>

市の管理職や審議会・委員会等への女性の登用については進展しているものの、関連団体ヒアリングの結果をみると、各組織における男女の比率については依然として偏りがあるとの意見がみられます。

また、市民意識調査では、女性が地域のリーダーになるために必要なこととして男女ともに「男性の抵抗感をなくすこと」が平成 29 年の調査結果同様に最も高くなっており、男性の意識改革を行うとともに女性自身の抵抗感をなくすことも重要となっています。

### ■基本目標3 労働における男女平等の推進

成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>●ワーク・ライフ・バランスを見直すため年次有給休暇の取得の促進。</li> <li>●職場でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の防止に向けた対策の促進。</li> <li>●パパママ教室を日曜日開催で実施し、子育ても夫婦が協力して行うことが大切である事を周知。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妊娠中や出産後の職員が安心して働けるための各種制度の周知【新規】</li> <li>●市役所及び市内の事業所等でのワーク・ライフ・バランスの一層の推進【新規】</li> <li>●女性の再就職や多様な働き方実現に向けた支援や環境整備【継続】</li> <li>●子育て支援策の一層の充実【継続】</li> </ul>

庁内においては、ワーク・ライフ・バランスを見直すため年次有給休暇の取得を促しているものの、市民意識調査では、女性が働き続けるために必要なこととして男女ともに「男女ともに育児・介護休業が取得しやすいようにする」と答えた人が最も多く、育児・介護休業が取りやすい環境整備が必要です。

関連団体ヒアリングの結果をみると、「女性が働き続ける環境があれば女性自身が自分を変えるきっかけとなる」といった意見があげられており、引き続き庁内を含め市内の事業所においても、ワーク・ライフ・バランスの推進が図られるよう、働きかける必要があります。

### ■基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひとり親自立支援員を配置。</li> <li>●女性特有のがん検診（子宮がん検診）については、対象年齢の方にクーポン券を配布。</li> <li>●配偶者等からの暴力をなくす運動期間における啓発や、二十歳のつどいにおいてDV対策（デートDVや相談窓口等）の広報を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●権利擁護事業の一層の推進【継続】</li> <li>●高齢者や障がいのある人を社会で支える体制の整備【継続】</li> <li>●ひとり親家庭、困窮家庭に対する支援の充実【継続】</li> <li>●セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスの防止と、被害者に対する支援の一層の充実【新規】</li> </ul>

市民意識調査によると、平成29年の調査以降セクシュアル・ハラスメントにおいては男女ともに被害の経験者が増加しており、ドメスティック・バイオレンスについては、女性のみ被害の経験者が増加している状況にあります。また、男性においては被害について「相談しなかった」が多く挙げられており、女性においては身近な人に相談したといった実態が明らかとなっています。このことから、引き続き被害の防止に向けた広報・啓発を行うとともに、被害者に対する相談・支援体制をより一層強化する必要があります。

## 第4章 計画の方向性

### 1. 本計画の基本理念

本市では、「森・里・街・ひとがきらめく ふるさと 南丹市」を将来のイメージ像に据え、総合的なまちづくりを推進しています。

本計画はこれを踏まえ、誰もが性別に関わらず、個性と能力を十分に発揮して輝くことができる男女共同参画社会の実現を目指すものであり、本計画の基本理念を以下のとおり定め、具体的な施策を展開します。

#### 基本理念

だれもが十分に能力を発揮し、自分らしく“きらめく”まち南丹市

### 2. 基本目標

本計画では、第1次計画に引き続き、4つの基本目標の下、施策を推進していきます。

#### 基本目標1

#### 男女共同参画の意識づくり

○広報・啓発活動や、教育機関や生涯学習を通じて、男女共同参画の意識の浸透と醸成に努めます。

#### 基本目標2

#### 地域のあらゆる場における男女共同参画の推進

○家庭や地域社会など、様々な場で男女共同参画が進展するよう、市民との協働による男女共同参画社会の実現を目指します。

#### 基本目標3

#### 働く場における男女共同参画の推進

○職場における女性活躍の推進や、ワーク・ライフ・バランスの推進、子育て支援策の充実などに努めます。

#### 基本目標4

#### 安心・安全な男女共同参画社会づくり

○高齢者や障がいのある人の自立支援や、市民の健康づくりの支援、ドメスティック・バイオレンスなどの暴力の防止などにより、誰もが安心して暮らせる男女共同参画社会づくりを目指します。

### 3. 施策の体系

本市における男女共同参画社会の実現に向けて、4つの基本目標を達成するための重点課題と施策の方向を次のとおりとします。

	基本目標	重点課題	施策の方向
<b>▲</b> <b>【基本理念】</b> <b>だれもが十分に能力を発揮し、自分らしく</b> <b>きらめく、まち南丹市</b> <b>▽</b>	<b>1</b> <b>男女共同参画の意識づくり</b>	1 男女共同参画の啓発	(1) 広報・啓発活動の推進 (2) 男女共同参画に関する情報の収集と提供
		2 男女共同参画に関する学習の推進	(1) 幼児期教育や学校教育等の推進 (2) 家庭における教育の推進 (3) 男女共同参画に基づく生涯学習の推進
		3 男女の人権の尊重	(1) 互いの人権を尊重する意識の醸成 (2) メディアにおける人権尊重の推進
	<b>2</b> <b>地域のあらゆる場における男女共同参画の推進</b>	1 家庭・地域社会における男女共同参画の推進	(1) 家庭生活における男女共同参画の推進 (2) 地域社会における男女共同参画の推進 (3) 防災対策における男女共同参画の推進
		2 庁内における男女共同参画の推進	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進 (2) 女性の職域拡大と人材育成
		3 様々な分野での男女共同参画の推進	(1) 女性のチャレンジ支援の推進 (2) 女性団体等の活動支援の推進 (3) まちづくりにおける男女共同参画の推進
	<b>3</b> <b>働く場における男女共同参画の推進</b>	1 職場における男女共同参画の推進	(1) 男女共同参画に配慮した職場環境の整備 (2) 職場のセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止に向けた取組
		2 仕事と家庭、社会活動等の両立支援	(1) 多様な働き方ができる就業環境の整備 (2) 子育て支援策等の充実
		3 自営業における男女共同参画の推進	(1) 方針決定過程への女性の参画促進 (2) 就業条件と環境の整備
	<b>4</b> <b>安心・安全な男女共同参画社会づくり</b>	1 高齢者・障がいのある人等への支援の充実	(1) 高齢者・障がいのある人、困難に直面する人への支援の充実 (2) 高齢者・障がいのある人への福祉サービスの充実 (3) ひとり親家庭への支援体制の充実
		2 生涯を通じた健康支援	(1) 男女の健康管理対策の推進 (2) 生涯を通じた健康づくりの支援
		3 あらゆる男女間の暴力の根絶	(1) 配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発 (2) 相談支援体制の充実 (3) 被害者の保護・自立のための支援 (4) 加害者に対するカウンセリング等の支援

## 第5章 計画の内容

### 基本目標1 男女共同参画の意識づくり

#### ■重点課題1 男女共同参画の啓発

男女共同参画を推進するためには、社会における男女平等を促進し、ジェンダーに基づく不平等や差別をなくすために様々な取組を進め、市民全員が理解を深めることが重要です。

このため、市が展開する様々な媒体やフォーラム・講演会・講座などを通じて、男女の人権を尊重する意識の醸成に努めるとともに、幅広い年齢層に向けた啓発活動を促進します。

また、市の男女共同参画推進についての取組やその進捗状況について、広く市民に情報を公開します。

#### (1) 広報・啓発活動の推進

番号	具体的施策	施策の内容
1	多様な媒体を利用した情報提供	○ 広報なんたん、なんたんテレビ、お知らせなんたん、市のホームページやフェイスブック、LINEなどの多様な媒体を活用し、男女共同参画に関する情報や、社会における女性の活躍に関する情報の広報、啓発を行います。
2	講演会・講座等の開催	○ 男女共同参画に向けた意識づくりのため、男女共同参画週間（毎年6月23日から6月29日までの一週間）に合わせて、関係機関と連携してフォーラムや講演会などを開催します。 ○ 男女共同参画社会の推進につながるスキルアップ講座や、男性向けの育児教室・料理教室などを開催します。 ○ 講演会・講座等の参加者増加を目指し、更なる広報活動の充実に努めます。
3	「特定事業主行動計画」の進捗状況の公開	○ 「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づく「特定事業主行動計画」の進捗状況を定期的に調査し、結果の把握と分析を行い、多様な媒体を活用して公開します。

## (2) 男女共同参画に関する情報の収集と提供

番号	具体的施策	施策の内容
4	男女共同参画に関する調査・研究	○ 男女共同参画について、市民意識や企業・団体における取組状況の調査を行い、その結果を速やかに公開し、施策に反映できるように情報発信に努めます。
5	男女共同参画に関する情報の収集・提供	○ 国や京都府、民間団体等における男女共同参画に関する各種情報や出版物などを収集し、市役所及び各支所等にて掲示及び設置を行うとともに、様々な事業所や組織等において啓発する機会をつくるなど、市民への情報提供に努めます。

### ■重点課題2 男女共同参画に関する学習の推進

市民意識調査の結果をみると、「女性を取り巻く様々な偏見や固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」が、男女共同参画社会の実現に重要であるとの意見が前回調査に引き続き、最も多くなっています。

このことから、教職員・保育士等が男女共同参画への理解を深め、意識を高めることができるよう、研修を実施するとともに、幼児期から人権意識が根付くよう配慮など、男女共同参画の視点に基づく教育の推進に取り組みます。

また、PTA活動などを通じて家庭に働きかけたり、生涯学習に男女共同参画の視点を盛り込むなど、地域全体に男女共同参画の意識が浸透するよう、引き続き取組を促進します。

#### (1) 幼児期教育や学校教育等の推進

番号	具体的施策	施策の内容
6	一人ひとりの人権を尊重する教育の推進	○ 「豊かな人間性をはぐくむ教育の推進」を図るべく、指導者（教職員など）の研修機会を提供し、就学前から計画的な人権教育・道徳教育の充実を図ります。
7	保育所、幼稚園、認定こども園、学校等での男女共同参画教育の推進	○ 幼児期から男女共同参画の意識が根付くよう、年齢に応じた保育、指導、教育を行います。
8	性別にとらわれない進路・生徒指導の推進	○ 望ましい職業観や勤労観をはぐくむための取組であるキャリア教育（職場体験活動など）を通じて、固定的性別役割分担意識等にとらわれることなく生徒自らが主体的に進路を選択できるよう、教育活動を継続して推進します。

## (2) 家庭における教育の推進

番号	具体的施策	施策の内容
9	家庭における学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭における男女共同参画に対する学習機会を充実させ、家庭の健全な発展と安定に努めます。また、PTA活動を通じて家庭における男女共同参画に関する教育の推進に努めます。</li> <li>○ 家庭との連携の強化を図り、両親が共に子育てを行う意識づくりに努めます。</li> </ul>

## (3) 男女共同参画に基づく生涯学習の推進

番号	具体的施策	施策の内容
10	生涯学習における男女共同参画の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文化・スポーツ施設や公民館等で行われる文化活動やスポーツなどの生涯学習の場を活用し、男女共同参画に関する教育の推進に努めます。</li> </ul>

### ■重点課題3 男女の人権の尊重

男女共同参画を推進するためには、性別に関わりなく、誰もが多様性を尊重し、社会的な変化と意識の向上を促進することが重要です。

このため、様々な媒体や機会を通じて人権意識高揚に向けた啓発を行うとともに、人権や男女共同参画の理念に配慮した情報発信の強化を促進します。

#### (1) 互いの人権を尊重する意識の醸成

番号	具体的施策	施策の内容
11	人権啓発の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報なんたん、なんたんテレビ、お知らせなんたん、市のホームページやフェイスブック、LINEなどの多様な媒体を活用しながら、人権啓発の取組として、男女共同参画の視点を取り入れた研修会や講演会、人権学習会などの啓発イベントを開催し、市民への周知を行います。</li> <li>○ LGBTなど性的少数者の人権擁護のため、多様な媒体を活用しながら、理解促進に努めます。</li> </ul>

#### (2) メディアにおける人権尊重の推進

番号	具体的施策	施策の内容
12	男女共同参画を進めるための表現の浸透	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公的機関の発行する刊行物が、男女共同参画の視点から適切な表現が用いられているかどうかの点検に努めます。</li> </ul>



## 基本目標2 地域のあらゆる場における男女共同参画の推進

### ■重点課題1 家庭・地域社会における男女共同参画の推進

※「女性活躍推進法」関連項目

家庭や地域における特定の性別や年齢による固定的な性別役割分担をなくし、地域で暮らす誰もがワーク・ライフ・バランスを推進して、家事や子育て、地域社会の担い手となる意識を持つよう啓発し、地域活動の活性化につなげることが重要です。

このため、性別に関わりなく誰もが家庭や地域社会の担い手となれるよう一層の啓発に努めるとともに、育児・介護休業制度の周知や取得促進に向けた取組を引き続き促進します。

また、地域における防災対策において、男女共同参画の視点を踏まえつつ、多様な人々の参画を促進するため、広報・啓発に努めます。

#### (1) 家庭生活における男女共同参画の推進

番号	具体的施策	施策の内容
13	家庭生活における男女共同参画の推進	○ 固定的な性別役割分担を解消し、男女がともに家事、育児、介護などの家庭的責任を担うことができるよう、講演会や広報などによる啓発に努めます。
14	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた啓発	○ 男女がともに家事、育児、介護などの家庭的責任を担う環境を整えるため、育児・介護休業制度の周知とそれらの積極的な取得について、各種広報媒体を用いて啓発を行います。

#### (2) 地域社会における男女共同参画の推進

番号	具体的施策	施策の内容
15	地域活動における男女共同参画の推進	○ 地域の自主的な取組を支援するとともに、男女がともに地域社会の担い手として参画できるよう関係団体やグループへ働きかけを行います。 ○ 自治会やPTA、自主防災組織などの地域活動において、活動が男女共同参画の視点で取り組まれるよう啓発を行います。

### (3) 防災対策における男女共同参画の推進

番号	具体的施策	施策の内容
16	地域活動における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 性別等によるニーズの違いなど、様々な立場の人に配慮した防災・災害復興対策を推進します。</li> <li>○ 家庭や地域、企業などにおける防火・防災に関する講習、また初期消火訓練や災害時などの初動訓練、救急講習等を実施し、男女共同参画の視点による防火、防災・減災対策を推進します。</li> </ul>

## ■重点課題2 庁内における男女共同参画の推進

※「女性活躍推進法」関連項目

本市の管理職や審議会・委員会等への女性の登用は、ある程度進展しているものの、まだ十分とはいえない状況であり、引き続きジェンダー平等の意識を高め、男女共同参画を一層促進する必要があります。

このため、市政の管理職や重要な決定をする場において、男女のバランスを確保しつつ、女性のリーダーシップを奨励し、性別に関わりなく誰もが個性と能力を発揮して活躍できるよう、ジェンダー平等に関するトレーニングや教育プログラムを実施し、働きやすい職場環境の整備に努めます。

### (1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進

番号	具体的施策	施策の内容
17	審議会などの委員への女性の参画促進	○ 市政に女性の意見を反映させるため、市の審議会などにおいて、女性委員の占める割合が30%以上となるよう、女性の登用枠の拡大と登用の促進に努めます。
18	公募制度の導入促進	○ 市政により一層の民意を反映させるため、審議会などの委員の公募制度の導入を促進し、女性の登用に努めます。
19	女性の地位向上の促進	○ 研修の講師など、あらゆる人選機会において積極的に女性を登用するなど、社会の様々な分野で女性が占める割合が30%以上となるよう努めます。

## (2) 女性の職域拡大と人材育成

番号	具体的施策	施策の内容
20	女性の職域拡大と人材育成及び、管理職への登用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 女性の職域拡大及び能力開発を一層推進するとともに、管理職への登用促進に努め、女性の視点を市政推進に積極的に取り入れていきます。</li> <li>○ 女性の登用を図るため、研修機会の充実や男女に関わらず能力が発揮できる職場環境の整備に努めます。</li> </ul>

### ■重点課題3 様々な分野での男女共同参画の推進

※「女性活躍推進法」関連項目

活力のある社会の実現には、女性自身が経済力・知識・技術を身に付けあらゆる分野に参画し、政策や方針決定の場において、性別に偏らない意見が反映されることが重要です。様々な分野において女性の参画は徐々に進んできてはいる一方で、男性に比べ十分に参画・活躍できていないのが現状です。

このため、女性の就職・再就職に向けた情報提供や相談支援の充実、女性の自発的な活動に対する支援などを通じて、女性の自立と能力発揮の場づくりに努めます。

また、地域や団体に対して女性の参画拡大の重要性を呼びかけ、女性の積極的な登用を働きかけていきます。

#### (1) 女性のチャレンジ支援の推進

番号	具体的施策	施策の内容
21	職業能力などを開発するための支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 女性の職業能力の開発などのため、らら京都や京都ジョブパークとの連携のもと、講座などの開催情報や、起業に関する情報、学習機会を市役所及び各支所において提供するとともに、相談環境を整えるなど、女性の起業を支援します。</li> </ul>
22	再就職希望者に対する情報提供や講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再就職希望者に対し、公共職業安定所など関係機関との連携のもと、就活に関わる情報提供や就職活動セミナーなどを行います。</li> </ul>

## (2) 女性団体等の活動支援の推進

番号	具体的施策	施策の内容
23	女性の交流、活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広域的な地域間交流により、男女共同参画に対する幅広い活動が行え、広い視野が養えるよう、啓発活動を中心に女性団体の交流やネットワークづくりを支援します。</li> <li>○ 若い世代に参加してもらうため、活動内容を広く周知し人材確保に努めます。</li> </ul>
24	男女共同参画推進拠点の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 女性団体やグループなどの地域活動・交流を推進するための拠点となる施設を確保し、誰もが気軽に利用できる身近な施設となるよう機能の充実を図ります。</li> </ul>

## (3) まちづくりにおける男女共同参画の推進

番号	具体的施策	施策の内容
25	地域おこし、まちづくり、観光における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域おこし、まちづくり、観光分野において、地域の活性化に向けて男女共同参画を進めるとともに、南丹市まちづくりデザインセンターなどの関係機関と連携して、人材育成や情報・学習機会などの環境づくりに努めます。</li> </ul>

## 基本目標3 働く場における男女共同参画の推進

### ■重点課題1 職場における男女共同参画の推進

※「女性活躍推進法」関連項目

職場での男女間の格差は現在も解消されておらず、あらゆる場面において男女共同参画が実現するよう、行政としても支援や事業者等に対する働きかけが重要となっています。

このため、女性自身の能力向上や、企業における女性の職種・職域の拡大に向けた周知・啓発等を行うとともに、就業に関する法令等の理解促進に努めます。

また、関係機関との連携強化を図り、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの根絶に向けた取組を促進し、市役所においては男女共同参画のモデル職場となるよう、男女の職務分担の見直しや男女共同参画の理解を進めるための研修の充実などに積極的に取り組みます。

#### (1) 男女共同参画に配慮した職場環境の整備

番号	具体的施策	施策の内容
26	「男女雇用機会均等法」等の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「パートタイム労働法」「女性活躍推進法」等の周知を図るため、様々な広報媒体を活用した啓発活動に努めます。</li> <li>○ 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進や待遇の改善に向けての啓発を行います。</li> </ul>
27	非正規労働者などの就業条件の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 様々な広報媒体を活用し、非正規労働者が不当な扱いを受けることがないように、関連法規や相談窓口等の広報を行います。</li> </ul>
28	就労や労働に関する相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 様々な広報媒体を活用し、就労、労働に関する相談窓口の周知を行います。</li> <li>○ 京都ジョブパークやハローワークなどと連携し、労働相談、就労相談機関の案内や助言に努めます。</li> </ul>
29	働く女性への妊娠中・出産後の配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職場における男女共同参画の推進に向け、各種広報媒体を利用するなど、制度への理解の浸透に努めます。</li> <li>○ 支援体制含め制度が活用できる職場環境づくりに努めます。</li> </ul>
30	「一般事業主行動計画」の策定促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市内の事業所等に対し、「女性活躍推進法」に定められた「一般事業主行動計画」を策定するよう、啓発に努めます。</li> </ul>

## (2) 職場のセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、パワー・ハラスメント（パワハラ）等の防止に向けた取組

番号	具体的施策	施策の内容
31	庁内におけるセクハラ、パワハラ等の防止に向けた取組	○ 市役所庁内においてセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等が発生しないよう、セミナーや説明会等を継続して実施し、啓発に努めます。
32	セクハラ、パワハラ等の防止に向けた事業所等への啓発	○ 職場でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の防止に向けた対策を推進するよう、市内の事業所等に対し、継続的に啓発を行います。
33	セクハラ、パワハラ等の被害者に対する相談・支援体制の充実	○ 職場でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の被害者に対し、関係機関・団体等との連携強化を図り、相談・支援体制の充実に努めます。

### ■重点課題2 仕事と家庭、社会活動等の両立支援

※「女性活躍推進法」関連項目

性別を問わず誰もが自由な生き方を選択し、社会のあらゆる分野に参画していくことは、男女共同参画社会において必要不可欠な要素となっています。

このため、誰もがやりがいや充実感を持って働き、仕事上の責任を果たしながら、家庭や地域活動などへ参画していけるよう、事業主に対し、ワーク・ライフ・バランスの考え方を周知するとともに、性別を問わず育児休業や介護休業の取得が促進されるよう啓発を行い、子育て支援策の充実に努めます。

#### (1) 多様な働き方ができる就業環境の整備

番号	具体的施策	施策の内容
34	仕事と家庭の両立に向けた意識啓発	○ 市民、事業者を対象とした講演会、講座などの開催により、ワーク・ライフ・バランスの意識の啓発を行います。
35	育児・介護休業を取得しやすい環境づくり	○ 女性に限らず、男性も育児休業や介護休業が取得しやすい職場づくりができるよう、市民や事業者に対して制度の普及、掲示物・配布物を有効活用し啓発に努めます。
36	多様な就労形態の普及	○ 時短勤務や自宅勤務など多様な就労形態について、パンフレットなどを活用した広報活動を行います。 ○ 多様で柔軟な働き方を労働者が選択できるよう、企業及び市民への啓発活動を行います。

## (2) 子育て支援策等の充実

番号	具体的施策	施策の内容
37	子育て支援の拠点施設の充実	○ 子育て支援の拠点である南丹市子育てすこやかセンターにおいて、保護者同士の交流の機会を広げるとともに、保育アドバイザーの設置など、子育てに関する悩みなどの相談に応じ、保護者の育児不安と育児の孤立化の解消を図ります。
38	多様な保育サービスの充実	○ 多様化する保護者の就労状況や病気、育児疲れなど、緊急時の対応として、一時保育や延長保育、低年齢児保育を充実させ、利用しやすいサービスの充実に努めます。
39	子育て支援制度の充実	○ 養育支援訪問事業を実施し、育児疲れで子育てなどが困難な世帯に対して子育て支援員が育児支援や家事支援を行います。 ○ ファミリー・サポート・センター事業を実施し、利用会員と援助会員による相互支援制度の充実に努めます。
40	児童虐待防止策の充実	○ 乳幼児や児童・生徒等に対する虐待の早期発見・早期対応に向け、多様な媒体を活用した広報を行うとともに、被害者や課題者に対する相談体制の充実、関係機関との連携強化に努めます。 ○ 保育者の専門性を高めるため、家庭支援や保護者支援を行い、情報発信に努めます。

## ■重点課題3 自営業における男女共同参画の推進

※「女性活躍推進法」関連項目

家族経営の農林業や自営業等は男女共同参画に関する法整備などの影響を受けにくく、この分野での男女共同参画推進には、固定的な役割分担意識の解消に向けた積極的な働きかけが必要不可欠となっています。

このため、経営への女性の参画を促進するための取組や、女性の経営能力の向上、女性の労働条件の改善のための施策を促進し、女性が事業の成功を追求しやすい環境づくりを構築するとともに、女性の地位向上を図るための啓発活動、研修の実施および相談体制の充実を図ります。

### (1) 方針決定過程への女性の参画促進

番号	具体的施策	施策の内容
41	家族経営協定の普及	○ 京都府農業改良普及センターと連携して、全員の自由な意思に基づいて「農業経営の方針」「役割分担」「収益配分」など、それぞれの家にあった「家族経営協定制度」の普及を図ります。
42	経営能力や技術向上のための情報や学習機会の提供	○ 各関係団体などとの連携のもと、農林業、自営業に携わる女性の経営能力や技術を向上させるために、情報発信や研修会などの強化に努めます。

### (2) 就業条件と環境の整備

番号	具体的施策	施策の内容
43	農業や自営業などにおける労働条件の改善のための啓発	○ 労働時間や休日等が不明確になりがちな農業、自営業における女性の労働条件の改善に向け、相談体制を整備し、家族の理解を深めるための広報、啓発活動を行います。



## 基本目標4 安心・安全な男女共同参画社会づくり

### ■重点課題1 高齢者・障がいのある人、困難に直面する人への支援の充実

今なお、高齢者や障がいのある人の介護や支援は女性に負担が偏っており、男女共同参画の視点を持って、女性の自立生活を支援するためには、地域が一体となって高齢者や障がいのある人を支える体制づくりが必要不可欠となっています。

このため、高齢者や障がいのある人の自立に向けた支援や、福祉サービスの充実を促進し、女性の負担の軽減を図るとともに、女性が働きやすい環境整備や、仕事と家庭生活を両立しながら、安心して地域で暮らしていくことができるよう、支援サービスの充実に努めます。

また、ひとり親家庭は経済的に困難な状況にある傾向がみられ、今後も、社会経済の不安定さにより、困難を抱える人の増加も想定されることから、生活上の困難に直面する方に対し、関係機関との連携を図り、情報の提供や相談を行うとともに、就労・学習などの機会を提供するなど、自立に向けた支援を行います。

#### (1) 高齢者・障がいのある人への自立支援の充実

番号	具体的施策	施策の内容
44	高齢者・障がいのある人などの生きがいづくりのための支援	○ 高齢者、障がいのある人などが住み慣れた地域で充実した生活を継続するため、学習、スポーツ、交流活動が行えるよう、自立をサポートできる体制づくりと広報・啓発活動に努めます。
45	高齢者・障がいのある人などの就労支援	○ シルバー人材センターを中心とした関係機関と連携し、高齢者の豊富な知識、経験、技能を生かした就労促進や、障がいのある人の自立や能力向上を進めるための就労支援策の充実に努めます。 ○ 高齢者雇用対策の推進や、障がいのある人の就労促進に向け、企業などへの働きかけや、就労希望者に対する就労情報の提供を行います。 ○ 市役所庁内において、障がいのある人の雇用率向上に努めます。
46	高齢者・障がいのある人などの生活の場の拡充	○ 高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で自立して暮らせるよう、サービス提供事業者などと連携しながら、グループホームなど生活の場の拡充に努めます。 ○ 高齢者の住まいや生活の場に係るニーズを的確に把握するため、サービス提供事業者等と連携強化を図ります。

## (2) 高齢者・障がいのある人への福祉サービスの充実

番号	具体的施策	施策の内容
47	権利擁護の推進	○ 判断能力が十分でない高齢者や障がいのある人などが、地域において安心して自立した生活が送れるよう、地域包括支援センターなどと連携を図り、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度の周知・啓発に努め、相談・支援ができる体制づくりを推進します。
48	各種福祉サービスの充実	○ 介護保険制度、障がい者福祉制度など、福祉サービス事業については、保健、福祉、医療等各関係機関と連携を図り、より積極的に高齢者、障がいのある人などの自立支援に向けての制度の充実を図ります。
49	介護に携わる人材の育成	○ 介護職員初任者研修受講者支援事業の実施や、介護福祉士の資格取得に必要な研修・講習会等の受講に対する支援などを通じ、人材の確保や育成・資質向上を図ります。 ○ 人材育成に積極的な福祉事業所を府が認証する、きょうと福祉人材育成認証制度への登録や認証取得への取組を、市内の介護保険事業者等に対し啓発・促進します。
50	相談体制の充実	○ 福祉事務所内に配置している専門相談員や、市から委嘱されている相談員（身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員）との連携強化を図り、問題解決に結びつきやすい環境整備に努めるとともに、啓発活動を積極的に行います。

## (3) ひとり親家庭への支援体制の充実

番号	具体的施策	施策の内容
51	自立促進に向けた支援の充実	○ ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、医療費や児童扶養手当、母子家庭奨学金の助成などの支援を行います。
52	相談体制の充実	○ ひとり親家庭に対して生活に必要な情報を提供するとともに、様々な相談に対応するための体制の充実を図ります。

## ■重点課題2 生涯を通じた健康支援

生涯を通じて心身ともに健やかに過ごすことは大切な権利であり、性別に関わりなく誰もが社会で活躍するための最も重要な条件といえます。性別に関係なく互いの身体的性差について十分理解しあい、相手を思いやることが重要となります。

特に女性特有の疾病や、妊娠・出産に伴う心身の変化・変調に対して支援することは、女性の活躍や自立促進のために欠かせない要素です。また、性別にかかわらず、過重労働や職場環境などによる過度のストレス、うつ病などが問題視されており、メンタルヘルス対策の充実・推進も求められています。

このため、女性の妊娠・出産に関する男性も含めた保健指導や、性別を問わず生涯を通じた健康づくりの支援、性や健康への理解の促進や、それぞれのライフステージに適した心身の健康づくりを促進し、誰もが健やかに社会参加できる環境づくりに努めます。

### (1) 男女の健康管理対策の推進

番号	具体的施策	施策の内容
53	妊娠・出産に関する保健指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 妊娠時などの女性の健康管理のため、妊婦と家族に対する各種支援やパパママ教室を実施し、妊娠、出産などの正しい知識の普及とその重要性について、妊婦だけでなく子どもの父親やその家族にも教育、啓発に努めます。</li> <li>○ 関係機関との連携を図り、広報活動を通じた啓発を行うとともに、パパママ教室に気軽に参加してもらえる環境づくりに努めます。</li> <li>○ 妊娠、出産など、女性の身体的機能について理解を深め、生涯にわたる健康について、女性も男性も自ら主体的に考えることができるよう啓発、支援を行います。</li> </ul>
54	不妊に関する相談などの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不妊治療助成制度や不妊治療に関する情報を提供するなど、不妊に悩む方に支援を行います。</li> </ul>

## (2) 生涯を通じた健康づくりの支援

番号	具体的施策	施策の内容
55	健康づくりのための啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生涯にわたる健康の保持増進に向け、各年代に応じた健康づくりに関する啓発活動を今後も継続していきます。</li> <li>○ メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査や特定保健指導を、参加しやすいよう内容や日程を工夫しながら実施し、生活習慣病予防のための啓発を継続して実施します。</li> <li>○ 子宮がん、乳がんなどの予防と早期発見の自己検診法を普及させ、若年層の市民健診受診率向上に努め、生涯にわたる健康づくりの支援を行います。</li> <li>○ ホームページやLINEといった多様な媒体を活用し、健康情報の発信に努めます。</li> </ul>
56	過度なアルコール摂取や喫煙の危険性の啓発と、薬物乱用防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過度なアルコール摂取や喫煙の危険性について、多様な媒体を活用して啓発に努めます。</li> <li>○ 薬物乱用の危険性についての啓発や教育など、薬物乱用の根絶に向けた取組を推進します。</li> </ul>
57	心身の問題に関する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専門職による個別相談など、各年代における心身の問題に対する相談体制の充実や、女性が抱える様々な悩みに対する相談、訪問を継続して実施します。</li> </ul>
58	性と生殖に関する意思の尊重	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ライフステージに応じて、女性の生涯にわたる健康について、女性も男性も自らが主体的に考えることができるよう、学校などと連携しながら健康教育や啓発を行います。</li> </ul>

## ■重点課題3 あらゆる男女間の暴力の根絶

※「DV防止法」関連項目

男女共同参画社会の実現のためには、性別にかかわらず、誰もがひとりの個人として尊重されることが重要です。しかし、ドメスティック・バイオレンスといった親しい男女間の暴力が社会問題となっており、重大な人権侵害であり、根絶へ向けた地道な取組が必要です。

このため、様々な機会を通じてドメスティック・バイオレンス防止の教育・啓発を行うとともに、被害者を救済するための支援策の充実、相談支援の拡充を図ります。

また、加害を根絶しない限りドメスティック・バイオレンスはなくなるということから、加害者に対するカウンセリングなど、再発防止に向けた取組を一層推進します。

### (1) 配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発

番号	具体的施策	施策の内容
59	ドメスティック・バイオレンスの防止に向けた意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ドメスティック・バイオレンスの防止に向けて府や市が行う講座や研修に関する情報提供を行い、参加者増に努めます。</li> <li>○ ドメスティック・バイオレンスをはじめとする男女間のあらゆる暴力防止について、より多くの人に知ってもらうためにSNSをはじめとする多様な媒体で情報提供を行っていく。</li> </ul>
60	ドメスティック・バイオレンスの防止に向けた教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼稚園や学校等の人権教育の一環として、年齢に応じたドメスティック・バイオレンスやデートDVの防止に向けた教育を行います。</li> </ul>

### (2) 相談支援体制の充実

番号	具体的施策	施策の内容
61	相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談窓口の周知のため、市独自のチラシや情報カード（相談先などを記載したカード）の作成を行うとともに、女性相談事業や警察など関係機関との連携を図り、身近な相談窓口として利用いただけるよう努めます。</li> <li>○ 男性でも相談しやすい環境の整備に努め、男性の被害者も積極的に相談するよう、啓発に努めます。</li> </ul>

### (3) 被害者の保護・自立のための支援

番号	具体的施策	施策の内容
62	被害者の保護・自立のための支援	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域の民生委員・主任児童委員をはじめ、人権や地域福祉等に関わる団体や個人などとも連携して、ドメスティック・バイオレンスの被害者の早期発見と未然防止に努めます。</li><li>○ 被害者の状況を把握した上で安全性の確保と情報管理を行い、各種の支援を行います。</li><li>○ ハローワークなどを活用するなど、就労に関する情報提供を行います。</li></ul>

### (4) 加害者に対するカウンセリング等の支援

番号	具体的施策	施策の内容
63	加害者に対する再発防止に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"><li>○ ドメスティック・バイオレンスの加害者に対し、カウンセリングなどの適切な支援を行い、再発の防止に努めます。</li></ul>

## 第6章 計画の推進

### 1. 計画の推進体制

#### (1) 庁内の推進体制

本計画を円滑かつ着実に実行し、あらゆる分野にまたがる男女共同参画に関する課題の解消を進めるためには、庁内の各部署・各機関が相互に連携した全庁的な取組が必要です。

このため、各部署間の連携・調整を図りながら、本計画の推進に取り組みます。

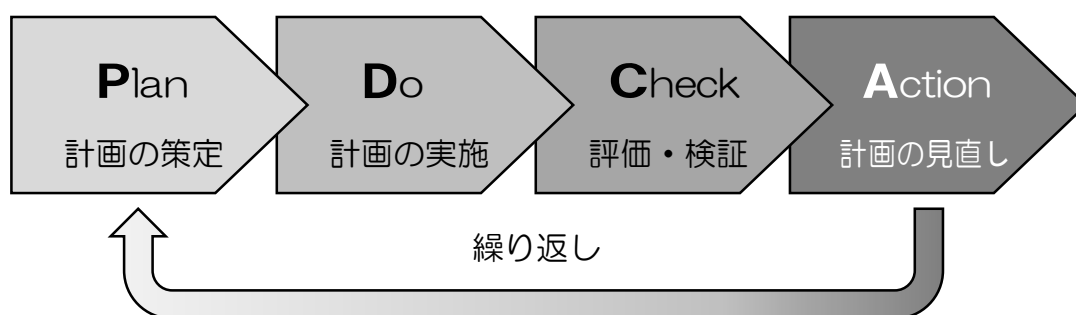
#### (2) 関係機関・関係団体との連携

本計画の推進に当たっては、国・県をはじめ関係機関・団体等との連携・協力体制の維持・強化を図りつつ、各施策の円滑かつ着実な推進に努めます。

また、市内の事業所やボランティア団体などの自発的な男女共同参画推進活動を支援するとともに、それらの機関・団体との相互協力体制により、市民の男女共同参画意識の向上のための取組を推進します。

### 2. 計画の進捗管理と評価

本計画はPDCAサイクルに基づき、毎年度、担当課が中心となって各施策の進捗状況を評価・再検討し、次年度の取組に反映させます。また、南丹市男女共同参画社会推進委員会の意見具申なども反映させて、必要に応じて適宜、本計画の見直しを行います。



## 資料編

---